

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年2月14日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社村田製作所
【届出者の住所又は所在地】	京都府長岡京市東神足1丁目10番1号
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区渋谷3丁目29番12号
【電話番号】	(075)955-6520
【事務連絡者氏名】	財務部長 渡邊 直
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	株式会社村田製作所 (京都府長岡京市東神足1丁目10番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」および「当社」とは、株式会社村田製作所をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、東光株式会社をいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入または切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注7) 本書中の記載において、日数または日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数または日時を指すものとします。
- (注8) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注9) 本書中の「株券等」とは、株式についての権利を指します。

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

東光株式会社

2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

当社は、対象者との間で、平成24年3月22日付で「資本・業務提携に関する合意書」（以下「既存資本業務提携合意書」といいます。）を締結し、対象者との間で業務提携を開始し、同年4月9日、既存資本業務提携合意書に基づき対象者から第三者割当により発行する新株および転換社債型新株予約権付社債を引き受け、本書提出日現在、対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）10,582,000株（対象者が平成26年2月13日に公表した平成25年12月期決算短信に記載された平成25年12月31日現在の発行済株式総数108,122,646株から同決算短信に記載された同日現在対象者が所有する自己株式数1,380,575株を除いた株式数106,742,071株に占める割合（以下、自己株式を控除して算出される株式の所有割合を「所有割合」といいます。）にして9.91%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、所有割合の計算において同じ）。なお、当社が保有する対象者の転換社債型新株予約権付社債のすべて（対象者第6回無担保転換社債型新株予約権付社債（引受総数30個、当該引受による潜在株式数7,575,757株、以下「本新株予約権付社債」といいます。））を転換（以下「本転換」といいます。）した後（本転換後の発行済株式総数から自己株式数1,380,575株を除いた114,317,828株）の所有割合（以下「本転換後所有割合」といいます。）にして15.88%）を所有しております。両社は、その後、当社が対象者を連結子会社化することにより事業上の提携を一層強化することで、両社の企業価値を向上させることを目的として、平成25年2月13日付「株式会社村田製作所および東光株式会社の資本業務提携の強化に関する合意書締結のお知らせ」（以下「平成25年2月13日付プレスリリース」といいます。）記載のとおり、同日開催の両社の取締役会決議に基づき、資本業務提携の強化に関する合意書（以下「本資本業務提携合意書」といいます。）を締結し、国内外の競争法に基づき必要な一定の手続きおよび対応等を終えること等を条件として本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施することを予定しておりました。また、当社と対象者は、平成26年2月13日付プレスリリース「資本業務提携の強化に関する変更合意書の締結のお知らせ（平成25年2月13日付「資本業務提携の強化に関する合意書締結のお知らせ」の一部変更に係るお知らせ）」（以下「平成26年2月13日付プレスリリース」といいます。）に記載のとおり、同日開催の両社の取締役会決議に基づき、本資本業務提携合意書の内容を一部変更する変更合意書（以下「本変更合意書」といいます。）を締結しました（注1）。本資本業務提携合意書（本変更合意書における変更内容を含みます。）の概要については、下記「(3) 本公開買付けに関する重要な合意等」をご参照ください。

今般、国内外の競争法に基づき本公開買付け前に必要な一定の手続きおよび対応が完了したことを受けて、当社は、本資本業務提携合意書に定める本公開買付けの実施のための前提条件が充足されたことを確認し、当社による対象者の連結子会社化を目的として、本公開買付けを平成26年2月14日より開始することを決議いたしました。なお、当社は、下記「(4) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置および利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「当社による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」記載のとおり、本公開買付けにおける対象者株式の買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）を、平成26年2月13日開催の取締役会において、平成25年2月13日に決定した本公開買付けの予定価格（以下「本公開買付け予定価格」といいます。）である1株当たり300円から、1株当たり400円に引き上げることを決議しております。

本書提出日現在、対象者株式は株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部に上場しておりますが、当社は、本公開買付け成立後も引き続き対象者株式の上場を維持しながら資本提携関係をできる限り強化する方針であることから、買付予定数の上限を57,519,000株（本転換後所有割合にして50.32%。なお、本公開買付けにより当該57,519,000株の買付け等を行った後に当社が所有することとなる本転換後の対象者株式（75,676,757株）の本転換後所有割合にして66.20%）（注2）としており、応募株券等の総数が買付予定数の上限を超える場合は、その超える部分の全部または一部の買付けは行わず、法第27条の13第5項および府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。他方、買付予定数の下限は設定しておりませんので、応募株券等の総数が買付予定数の上限以下の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

なお、対象者が平成26年2月13日に公表した「株式会社村田製作所による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、平成25年2月13日開催の対象者の取締役会において、当社と対象者の経営・技術・生産に関わる情報を相互に開示し、両社の経営資源を有効に活用して更なる事業シナジーを創出するためには、より強固な資本関係のもと同一グループ会社として協力していくことが必要との判断に至ったことに加え、当社および対象者から独立したみずほ証券株式会社（以下

「みずほ証券」といいます。)から平成25年2月12日に受領した対象者の株式価値の算定書(以下「平成25年2月対象者株式価値算定書」といいます。)等を踏まえ、慎重な協議および検討を行った結果、本公開買付けは対象者の企業価値を向上させるものであると判断し、対象者取締役全5名の全員一致で、本公開買付けが実施された場合には本公開買付けに賛同する予定であるとともに、本公開買付けは対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者株式の売却機会を提供するものであると判断し、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する予定としたい旨の決議を行ったとのことです。また、対象者の監査役は、監査役3名が全員出席し、いずれも、対象者の取締役会がかかる意見を表明する予定であることについて異議を申し述べなかったとのことです。ただし、本公開買付けは、下記「(3)本公開買付けに関する重要な合意等」に記載のとおり一定の事項を条件として開始される予定であり、本公開買付けの開始までに一定の時間がかかることが予想されるため、上記取締役会においては、本公開買付けが開始される時点で、改めて協議の上本公開買付けに関する意見表明を行うことをあわせて決議したとのことです。

対象者プレスリリースによれば、下記「(4)本公開買付けの公正性を担保するための措置および利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」記載のとおり、その後、対象者は、平成26年2月3日に公開買付者より本公開買付け価格その他の条件についての協議・交渉再開の申し入れを受け、本資本業務提携合意書に基づき、公開買付者との間で本公開買付け価格その他の条件についての協議・交渉を再開したとのことです。また、対象者は、平成25年2月13日付プレスリリースによる本公開買付けの実施予定の公表から11ヶ月以上の期間が経過し、その後の市場環境の変化を考慮する必要があることから、本公開買付けの適正性を改めて判断するため、その参考資料としてみずほ証券より対象者の株式価値算定書を平成26年2月12日付で受領しているとのことです(以下「平成26年2月対象者株式価値算定書」といいます。)。なお、対象者は、みずほ証券から本公開買付け価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)は取得していないとのことです。

そして、対象者は、みずほ証券の平成26年2月対象者株式価値算定書、当社および対象者から独立した法務アドバイザーである鳥飼総合法律事務所からの法的助言を踏まえ、平成26年2月13日開催の対象者取締役会において、本公開買付けの諸条件について改めて慎重に協議したとのことです。その結果、対象者の取締役会は、本公開買付けの成立を前提とした安定した資本関係に基礎をおきつつ、当社との間でより強固な提携関係を構築することが対象者の企業価値を高め、ひいては株主価値向上に資するものと判断し、本公開買付けに賛同する旨、および、本公開買付け価格は下記のとおり、みずほ証券による算定結果のうち、市場株価基準法、類似会社比較法及びDCF法に基づく算定結果の上限を上回るものであり、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者株式の売却機会を提供するものであると判断し、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨を取締役全5名の全員一致により決議をしたとのことです。また、当該取締役会に出席した監査役(監査役3名全員出席)は、いずれも、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同するとともに対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明することについて、異議を申し述べなかったとのことです。

また、対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成18年6月29日開催の第65期定時株主総会において「当社株式の大規模買付行為への対応方針」(買収防衛策)を導入し、平成25年3月28日開催の第72期定時株主総会においてこれを更新しましたが、本公開買付けに関しては、平成25年2月13日開催の対象者の取締役会においてこれを承認し、本公開買付けが、同買収防衛策に規定する大規模買付行為には該当しないこととする旨を決議しているとのことです。

(注1) 平成26年2月13日付プレスリリース記載のとおり、当社と対象者は、本資本業務提携合意書において、対象者の平成26年3月開催の定時株主総会において、取締役の任期を1年に変更する旨の定款変更議案を上程する旨の合意を当初しておりましたが、当該定款変更議案については、本公開買付けの成立を条件として、対象者の平成26年3月開催の定時株主総会終了後、最初に開催される株主総会(臨時株主総会を含みます。)において上程する旨を、本変更合意書において合意しております。

(注2) 本資本業務提携合意書において、当社および対象者は、本転換後かつ自己株式控除後の発行済株式総数に対する議決権の割合で66.60%に相当する株式数を、本公開買付けの上限とすることに合意しておりましたが、平成26年2月13日付プレスリリース記載のとおり、当該上限については、対象者の直近の株主名簿に記載される発行済株式総数、自己株式数および単元未満株式数を計算の前提とし、本転換後の発行済株式総数から対象者が所有する自己株式を控除した後の議決権(当該議決権の計算上において単元未満株式は考慮しない)の66.60%に相当する株式数を意味することを、本変更合意書において確認しました。これを、平成25年12月31日現在の対象者の発行済株式総数(108,122,646株)、自己株式数(1,380,575株)および単元未満株式数(687,646株)を前提に計算した場合、本転換後の発行済株式総数(115,698,403株)から自己株式数(1,380,575株)を除き、さらに単元未満株式数(同日現在の単元未満株式687,646株から同日現在の対象者の保有する単元未満自己株式575株を控除した687,071株)を除いた株式数に付与される総議決権113,630個(単元未満株式を除く113,630,000株に付与される議決権)の66.60%に相当する株式数(75,677,000株)が、合意された上限株式数となり、当該株式数より当社が本書提出日現在に所有する対象者の普通株式(10,582,000株)および本新株予約権付社債の潜在株式(7,575,757株)を減じ、1単元未満を切り捨てた57,519,000株(本転換後所有割合にして50.32%)を、本公開買付けによる買付予定数の上限としております。

(2) 本公開買付けの目的および背景並びに本公開買付け成立後の経営方針

当社は、村田昭により昭和19年 京都市中京区にて創業され、昭和25年に株式会社に改組し、現在、当社グループは当社ならびに連結子会社79社および持分法適用関連会社1社で構成されています。当社は、「Innovator in Electronics®」をスローガンとして掲げ、時代とともに要求が高度化していくエレクトロニクス業界において、独創的な製品を開発・製造・販売することで、高度情報化社会の発展に貢献してきました。

現在、当社は急成長するスマートフォン、タブレット市場等を中核市場と位置づけ、材料技術やモジュール技術、生産技術をベースに積層セラミックコンデンサや無線モジュールといった高機能・高付加価値の部品を開発、生産し、グローバルに販売しています。また、新興国市場での生産・販売や、自動車向けや環境・エネルギー向け、ヘルスケア向けといった新規市場にも展開し、需要が急拡大する地域や、より参入障壁が高い事業領域においても確固たる地歩を築きつつあります。

製品ラインアップにおいては、世界の最先端市場で要求される技術力や納入実績を持つ企業と手を組んで隣接領域のコア技術を取り込む、いわゆる「にじみだし」戦略を採用し、小型化・省電力化・高速化に代表される顧客のあくなき技術革新要求に新たなソリューションを提供することで、需要を創造し続けています。

一方、対象者は、昭和30年に株式会社東光ラジオコイル研究所として設立され、真空管式ポータブルラジオ用コイル、世界初のトランジスタラジオ用I F Tの開発生産を開始しました。後の昭和39年に東光株式会社に社名変更を行い、現在、対象者グループは対象者ならびに連結子会社22社で構成されています。対象者は、同じくエレクトロニクス業界において、中核技術として持つ磁性体材料および巻き線テクノロジーを駆使した革新的なコイルを創出し続け、社会の発展に貢献しています。対象者の製品はテレビ、ゲーム等のAV機器、携帯電話、スマートフォン等の通信機器、パソコン等の情報機器、およびカーオーディオ等の車載機器に幅広く採用されており、最近においては、他社に先駆け独創的なコイルの開発、量産化に成功し、そのコイルを採用したスマートフォン等のポータブルデバイスにおいて、小型化・省エネルギー化・軽薄化を実現し、世界の主要顧客から高い評価を受けています。また、自動車向け等の新たな製品開発や用途開拓も進めています。

このような状況下、両社はお互いの強みを相互に活用することで社会の発展に貢献し、ひいては両社の企業価値向上に資するべく、両社間で平成24年3月22日付で既存資本業務提携合意書を締結し、業務提携を開始しました。また同年4月9日、当社は当該合意書に基づき、対象者から第三者割当により発行した新株(普通株式10,582,000株、1株あたり発行価額189円)および本新株予約権付社債(総額1,500百万円、引受総数30個、潜在株式数7,575,757株)を引き受けました。

その後両社は、相互協力によるパワーインダクタの拡販、次世代パワーインダクタの共同開発・販売、顧客ニーズの深耕と新たな製品の開発・生産・販売等について協議を重ねてまいりましたが、経営・技術・生産に関わる情報を相互に開示し、両社の有する経営資源を有効に活用して更なる事業シナジーを創出するためには、より強固な資本関係のもと同一グループ会社として、協力していくことが必要であるとの判断に至ったことから、両社は平成25年2月13日付で本資本業務提携合意書を締結し、国内外の競争法に基づき一定の手続きおよび対応等を条件として本公開買付けを実施することを決議いたしました(本資本業務提携合意書の概要については、後記「(3) 本公開買付けに関する重要な合意等」をご参照ください。)

今回の資本業務提携により、両社では以下のような事業シナジーの追及が可能になります。

対象者に期待されるシナジー

当社の販売網を活用し、対象者商材をグローバルに拡販する。世界のリードカスタマーに対し、対象者商材のマーケティング・企画・開発を行う

当社が保有する、電子部品に関わる様々なコア技術・知見や、経営管理ノウハウを対象者の製品開発・製造・品質管理・採算管理等に活用し、高機能化・高付加価値化をはかる

当社の生産設備の内製ノウハウを対象者に供与し、生産性の向上、コスト競争力の強化をはかる

当社に期待されるシナジー

市場で高いシェアを誇る対象者の最先端のメタルアロイ製品を武器に、両社にとっての新規顧客を開拓し、売上拡大をはかる

対象者の持つ、高度な巻き線および磁性材料技術を応用し、高機能で付加価値の高い電子部品を創出する

対象者の持つ、海外ローカル人材による生産オペレーションのノウハウを共有し、生産の効率化を図る

本公開買付けを経て対象者は当社の上場連結子会社となる予定ですが、本公開買付け成立後も対象者は自由闊達な企業風土を維持し、電源事業、車載事業、高周波事業で掲げられた事業戦略を引き続き推進するとともに、当社との連携を更に深め、事業シナジーの創出と両社の企業価値向上に向け、協業を推進する予定です。

なお、当社は、本公開買付けの成立後、対象者に対して臨時株主総会を開催するよう要請し、かかる臨時株主総会（平成26年夏頃までに開催予定）において、対象者の全取締役の過半数となる最小限の員数となる取締役および監査役1名を当社より指名する予定です。

(3) 本公開買付けに関する重要な合意等

両社は、平成25年2月13日付で本資本業務提携合意書を締結し、また、平成26年2月13日付で本変更合意書を締結しています。本資本業務提携合意書の概要（本変更合意書における変更内容を含みます。）は以下のとおりです。

(a) 本資本業務提携合意書の目的と概要

両社は、既存資本業務提携合意書に基づく資本業務提携関係をより一層強化することにより、両社の企業価値を最大化させることを究極の目的として、本資本業務提携合意書を締結する。両社は、資本提携強化を目的として、対象者の発行する株券等に対して本公開買付けを行うことにより対象者の議決権の過半数の取得を目指すものとする。本公開買付けが成立した場合には、既存資本業務提携合意書において合意した業務提携の内容を、本資本業務提携合意書に基づいてさらに強化する。既存資本業務提携合意書は本公開買付けの決済日（以下「本決済日」という。）をもって効力を失うものとする。

(b) 本業務提携強化の内容

両社は、本公開買付けの成立を条件として、既存の業務提携を下記の内容に強化する。詳細については、両社間で誠実に協議の上、別途取り決めを行う。

既存資本業務提携合意書において合意された下記の項目の具体化

- ・当社と対象者の相互協力によるパワーインダクタ販売拡大
- ・次世代パワーインダクタの共同開発と販売
- ・共同で新たな顧客ニーズを発掘し、その要求を満たすインダクタ関連製品を両社が連携して開発・生産・販売していくこと。

相互の販売チャンネルの有効活用

相互の事業運営の融合による事業の効率化

相互の保有する技術およびノウハウの共有とこれによる共同開発の推進

(c) 対象者の賛同等

対象者は、本公開買付けの開始が決定された場合、本公開買付けに賛同し、株主に対して応募を推奨する旨を決議の上、当該賛同意見を公表する（同日付での適時開示による公表のほか、意見表明報告書の提出を含む。）ものとし、これを撤回または変更しない。ただし、対象者の取締役の善管注意義務違反となる蓋然性が高いと認められる場合にはこの限りではない。

対象者は、本公開買付けを対象者の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）における大規模買付行為から除外するものとし、その旨の取締役会決議を行う。

(d) 本公開買付けの実施、対象者の義務等

当社は、()中華人民共和国を含む国内外の競争法に基づき必要な手続および対応を完了すること、()対象者の表明および保証が重要な点において真実かつ正確であること(注1)、()対象者の本資本業務提携合意書に基づく義務に重大な違反が存在しないこと(注2)、()本公開買付けまたは本資本業務提携の実行に重大な悪影響を及ぼす事由(重大な訴訟、行政機関または税務当局による処分等、地震等の天変地異を含むがこれらに限られない。)が起きていないこと等の諸条件が充足された場合、本公開買付けを実施する。

対象者は、本決済日までの間、当社以外の第三者からの大規模買付行為に対して賛同せず、当社以外の第三者との間で本資本業務提携またはこれに類似する取引についての勧誘、協議、交渉、合意等を行わない。ただし、当該行為を行わないことが対象者の取締役の善管注意義務違反となる蓋然性が高いと認められる場合にはこの限りではない。

対象者は、本決済日までの間、一定の行為(新株発行等対象者株式の所有割合を希薄化させる虞のある行為、合併等の組織再編、子会社等の買収または売却、剰余金の配当、倒産手続の申立、対象者の主要製品に係る知的財産権等の処分、その他本公開買付けまたは本資本業務提携の実施に重大な影響を与える可能性のある行為)については、事前に当社の承諾を得るものとする。ただし、上記行為を行わないことが、対象者の取締役の善管注意義務違反となる蓋然性が高い場合にはこの限りではない。

当社が本公開買付けにより対象者の議決権の過半数を取得できなかった場合、当社が希望する場合には、両社は、当社が対象者の議決権の過半数を取得するための方策について誠実に協議し、議決権の過半数の取得または追加取得に向けて商業上合理的な範囲の協力を行う。また、当社が本公開買付けにより対象者の議決権の過半数を取得できなかった場合、対象者が希望する場合には、両社は、対象者の経営体制を含む本資本業務提携の内容を、当社の対象者株式の保有割合に応じたものとするべく、誠実に協議するものとする。

(注1) 本資本業務提携合意書において、対象者は、()対象者の設立の適法性および存続の有効性ならびに本資本業務提携合意書の締結および履行に必要な権限の存在、()本資本業務提携合意書の義務の履行に必要な社内手続の履践、()本資本業務提携合意書の適法かつ有効な締結、()本資本業務提携合意書の法的拘束力および強制執行可能性、()発行済株式および新株予約権付社債の適法かつ有効な発行、()対象者の財務諸表の正確性、()重大な影響を及ぼす紛争の不存在、()開示された情報の正確性、()対象者の事業遂行のために必要な許認可等の有効な存続について、表明および保証を行っております。

(注2) 本資本業務提携合意書において、対象者が、当社の事前の同意なく、()新株等の発行、()株式の併合または分割、()企業再編行為、()自己株式の取得または処分、()剰余金の配当、()子会社または関連会社の買収または売却、()倒産手続の申立て、()対象者の主要製品に係る知的財産権の処分、()その他本公開買付けまたは資本業務提携の実施に重大な影響を与える可能性のある行為を行うことは、本資本業務提携合意書に基づく義務の重大な違反に該当するものとされています。また、本資本業務提携合意書において、対象者は、(a)当社以外の第三者との間で当社との資本業務提携又はこれに類似する取引についての勧誘、協議、交渉、合意等を一切行わない義務、(b)対象者による表明および保証または本資本業務提携合意書上の義務違反が生じた場合の通知義務、(c)未公表事実を認識した場合の公表義務を負っております。但し、上記の()から()及び(a)については、対象者の取締役の善管注意義務違反となる蓋然性が高い場合はこの限りではないと定めております。

(e) 本公開買付け後の経営体制

対象者は、本公開買付け成立後最初に開催される定時株主総会または臨時株主総会において、全取締役の過半数となる最小限の員数につき当社が指名する者を候補者とする取締役選任議案、および、当社が指名する監査役1名を候補者とする監査役選任議案を上程するものとする。

対象者は、平成26年3月開催の定時株主総会終了後、最初に開催される株主総会(臨時株主総会を含む。)において、取締役の任期を1年に変更する旨の定款変更議案を上程するものとする。

本公開買付け成立後、対象者は、上記(d)に記載する一定の行為については、事前に当社の承諾を得るものとする。ただし、上記行為を行わないことが、対象者の取締役の善管注意義務違反となる蓋然性が高い場合にはこの限りではない。

(f) 本公開買付け後の対象者株式の追加取得または処分

当社は、本公開買付け成立後、対象者株式を追加取得する場合には、原則として事前に対象者に通知するものとする。ただし、本公開買付けの上限（本転換後所有割合にして66.20%）を超える追加取得については事前に対象者の承諾を得るものとする。

当社は、本公開買付け成立後1年間は、対象者の承諾なく、対象者株式につき譲渡その他の処分を行わないものとする。本公開買付け成立後1年経過後、対象者株式につき譲渡その他の処分（公開買付けへの応募および入札による売却を除く）を行う際は、事前に対象者に通知し、対象者からの提案を含めて両社にて協議するものとする。

(g) 上場維持

両社は、合理性が認められない場合を除き、本公開買付け成立後も対象者が上場を維持することを確認する。

(h) 雇用体系

両社は、合理性が認められない場合を除き、本公開買付け成立後も対象者における本資本業務提携合意書の締結日時点の雇用を継続し、労働条件を維持する。

(i) 商号およびブランドの維持

両社は、本公開買付け成立後も、対象者が従来からの商号およびブランドを維持することを確認する。ただし、当社が対象者製品を販売する場合の当該製品のブランドについてはこの限りではない。

(j) 本資本業務提携合意の終了

当社または対象者は、本決済日までの間、()相手方の表明保証した事項が重要な点において真実かつ正確でない場合、()相手方の本資本業務提携合意書に基づく義務に重大な違反があり10営業日以内に当該違反が是正されない場合、()本公開買付けの前提条件が平成26年3月末日までに充足されない場合または()相手方において法的倒産手続等が開始された場合等の一定の事由が生じた場合、本資本業務提携合意書を解除することができる。

当社が、本公開買付けを法定の事由に従い撤回した場合、本資本業務提携合意書は当然に終了する。

当社または対象者は、本決済日以後、()相手方の本資本業務提携合意書に基づく義務に重大な違反があり10営業日以内に当該違反が是正されない場合、()本資本業務提携の目的を達成することが不可能または著しく困難になる事由が発生した場合、()相手方について法的倒産手続等が開始された場合、本資本業務提携合意書を解除することができる。

(4) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置および利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社および対象者は、本公開買付けの公正性を担保する観点から、以下のような措置を実施いたしました。なお、以下の記載のうち対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。

当社による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、平成25年2月13日開催の取締役会において、本公開買付予定価格を1株当たり300円と決定いたしました。その後の市場環境の変化を踏まえて、平成26年2月13日開催の取締役会において、本公開買付価格を、平成25年2月13日開催の取締役会で決定した公開買付予定価格である1株当たり300円から、400円へと引き上げることを決定しております。かかる一連の決定に際して、当社は、野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）に対して、財務アドバイザーとしての助言を依頼し、また、ベーカー＆マッケンジー法律事務所を法務アドバイザーとして選任し、同事務所による法的助言を得ております。

本公開買付予定価格の決定にあたっては、当社および対象者から独立した第三者算定機関である野村證券に対して、対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。野村證券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価平均法、類似会社比較法およびディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、当社は野村證券から平成25年2月12日に対象者の株式価値に関する株式価値算定書（以下「平成25年2月公開買付者株式価値算定書」といいます。）を取得いたしました。なお、当社は野村證券から、本公開買付予定価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

平成25年2月公開買付者株式価値算定書によると、採用した手法および当該手法に基づいて算定された対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価平均法：207円～227円

類似会社比較法：173円～187円

DCF法：254円～337円

市場株価平均法では、平成25年2月8日を算定基準日として、対象者株式の東京証券取引所市場第一部における基準日終値222円、直近1週間の終値単純平均値227円（小数点以下四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じ。）、直近1ヶ月間の終値単純平均値223円、直近3ヶ月間の終値単純平均値212円、直近6ヶ月間の終値単純平均値207円を基に、対象者株式の1株当たりの価値の範囲は、207円から227円までと分析しております。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲は、173円から187円までと分析しております。

D C F法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が平成25年12月期以降において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲は、254円から337円までと分析しております。なお、上記D C F法の算定の基礎となる事業計画では、戦略商品の順調な拡大、自動化推進による生産性改善等による売上高の増加やコスト削減効果により、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。

当社は、野村證券から取得した平成25年2月公開買付者株式価値算定書の算定結果を参考として、当社において実施した対象者に対する買収監査（デュー・ディリジェンス）の結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向および本公開買付けの応募の見通し等を総合的に勘案し、平成25年2月13日開催の取締役会において、本公開買付予定価格を1株当たり300円と決定いたしました。

しかしながら、平成25年2月13日付プレスリリースにおいて本公開買付けを実施する予定を公表した後、当社は国内外の競争法に基づき、本公開買付けを開始するための必要な準備を進めてまいりましたが、対象者の市場株価および株式市況全体について、平成25年2月13日以降一定程度の上昇が認められることを踏まえつつ、平成25年2月13日から11ヶ月以上の期間が経過していることを勘案し、本資本業務提携合意書に基づき、平成26年2月3日から、対象者との間で本公開買付価格その他の条件についての協議・交渉を再開いたしました。そして当該協議・交渉の結果、当社は、平成25年2月13日以降の対象者株式の市場株価の動向、本公開買付けの応募の見通し、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例および対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否等を総合的に勘案し、平成26年2月13日開催の取締役会において、本公開買付価格を、平成25年2月13日付プレスリリースにおいて決定した公開買付予定価格である1株当たり300円から、400円へと引き上げることを決定いたしました。また、当社は本公開買付価格を再決定するにあたり、野村證券から平成26年2月12日に対象者の株式価値に関する株式価値算定書（以下「平成26年2月公開買付者株式価値算定書」といいます。）を取得し、参考としております。なお、当社は野村證券から、本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

平成26年2月公開買付者株式価値算定書によると、採用した手法および当該手法に基づいて算定された対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価平均法：324円～344円

類似会社比較法：279円～494円

D C F法：342円～443円

市場株価平均法では、平成26年2月10日を算定基準日として、対象者株式の東京証券取引所市場第一部における基準日終値332円、直近1週間の終値単純平均値324円、直近1ヶ月間の終値単純平均値339円、直近3ヶ月間の終値単純平均値344円、直近6ヶ月間の終値単純平均値341円を基に、対象者株式の1株当たりの価値の範囲は、324円から344円までと分析しております。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲は、279円から494円までと分析しております。

D C F法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が平成26年12月期以降において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲は、342円から443円までと分析しております。なお、上記D C F法の算定の基礎となる事業計画では、戦略商品の順調な拡大、自動化推進による生産性改善等による売上高の増加やコスト削減効果により、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。

なお、本公開買付価格である1株当たり400円は、当社および対象者が本資本業務提携合意書の締結および本公開買付けに係る公表をした平成25年2月13日の前営業日である平成25年2月12日の対象者株式の東京証券取引所市場第一部における終値219円に対して82.65%（小数点以下第三位四捨五入。以下プレミアムの計算において同じ。）、平成25年2月12日までの直近1週間の終値単純平均値225円に対して77.78%、平成25年2月12日までの直近1ヶ月の終値単純平均値223円に対して79.37%、平成25年2月12日までの直近3ヶ月の終値単純平均値213円に対して87.79%および平成25年2月12日までの直近6ヶ月の終値単純平均値207円に対して93.24%のプレミアムを加えた金額となります。

また、本公開買付価格である1株当たり400円は、本公開買付けの開始についての公表日である平成26年2月13日の前営業日である平成26年2月12日の対象者株式の東京証券取引所市場第一部における終値337円に対して18.69%、平成26年2月12日までの直近1週間の終値単純平均値330円に対して21.21%、平成26年2月12日までの直近1ヶ月の終値単純平均値339円に対して17.99%、平成26年2月12日までの直近3ヶ月の終値単純平均値

344円に対して16.28%および平成26年2月12日までの直近6ヶ月の終値単純平均値341円に対して17.30%のプレミアムを加えた金額となります。

なお、本公開買付価格である1株当たり400円は、本書提出日の前営業日である平成26年2月13日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値328円に対して21.95%のプレミアムを加えた金額となります。

また、当社は、平成24年4月9日、対象者から第三者割当により発行する普通株式10,582,000株を1株あたり発行価額189円にて引き受けておりますが、当該発行価額はあくまで当時の市場環境を前提として決定されたにすぎず、当該株式の取得からすでに1年10ヶ月近くの期間が経過し、株式評価の前提となる市場環境および対象者の業績に変動が生じていることから、本公開買付価格の決定に際しては、当該発行価額は考慮しておりません。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は当社が提示した本公開買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保すべく、そのための措置の一つとして、当社および対象者の関連当事者には該当しない、独立した第三者算定機関であるみずほ証券に対して、対象者の株式価値の算定を依頼し、みずほ証券より、平成25年2月対象者株式価値算定書を平成25年2月12日に取得したとのことです（なお、対象者は、みずほ証券から本公開買付予定価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得していないとのことです。）。

対象者プレスリリースによれば、みずほ証券は、対象者が提供した財務情報および財務予測等に基づき、一定の前提および条件の下で、対象者株式価値につき分析したとのことです。みずほ証券は、市場株価基準法、類似会社比較法およびDCF法の各手法を用いて対象者の普通株式の株式価値の算定を行ったとのことです。平成25年2月対象者株式価値算定書における各手法による対象者の株式価値の算定結果は以下のとおりとのことです。すなわち、市場株価基準法では、平成25年2月12日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の基準日株価219円、過去1ヵ月間の終値平均株価223円、過去3ヵ月間の終値平均株価213円および過去6ヵ月間の終値平均株価207円を基に、1株当たりの株式価値の範囲を207円から223円と算定しているとのことです。

類似会社比較法では、上場会社の中から対象者と事業内容等が比較的類似する企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を123円から152円と分析しているとのことです。

DCF法では、対象者の平成25年12月期以降の事業計画に基づく収益予測や投資計画等、合理的と考える前提を考慮した上で、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを事業リスクに応じた適切な割引率で現在価値に割り引いて株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を211円から310円までと算定しているとのことです。なお、上記DCF法の算定の基礎となる事業計画では、戦略商品の順調な拡大、自動化推進による生産性改善等による売上高の増加やコスト削減効果により、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。

対象者プレスリリースによれば、その後、対象者は、平成26年2月3日に公開買付者より本公開買付価格その他の条件についての協議・交渉再開の申し入れを受け、本資本業務提携合意書に基づき、公開買付者との間で本公開買付価格その他の条件についての協議・交渉を再開したとのことです。また、対象者は、平成25年2月13日付プレスリリースによる本公開買付けの実施予定の公表から11ヵ月以上の期間が経過し、その後の市場環境の変化を考慮する必要があることから、本公開買付価格の適正性を改めて判断するため、その参考資料としてみずほ証券より平成26年2月対象者株式価値算定書を平成26年2月12日付で受領しているとのことです。なお、対象者は、みずほ証券から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得していないとのことです。

対象者プレスリリースによれば、みずほ証券は、対象者が提供した財務情報および財務予測等に基づき、一定の前提および条件の下で、対象者株式価値につき分析したとのことです。みずほ証券は、市場株価基準法、類似会社比較法およびDCF法の各手法を用いて対象者の普通株式の株式価値の算定を行ったとのことです。平成26年2月対象者株式価値算定書における各手法による対象者の株式価値の算定結果は以下のとおりとのことです。すなわち、市場株価基準法では、平成26年2月12日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の基準日株価337円、過去1ヵ月間の終値平均株価339円、過去3ヵ月間の終値平均株価344円および過去6ヵ月間の終値平均株価341円を基に、1株当たりの株式価値の範囲を337円から344円と算定しているとのことです。

類似会社比較法では、上場会社の中から対象者と事業内容等が比較的類似する企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を247円から342円と分析しているとのことです。

DCF法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が平成26年12月期以降において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を算定し、対象者普通株式の1株当たりの価値の範囲は、283円から375円までと分析しているとのことです。

なお、上記DCF法の算定の基礎となる事業計画については、対象者が平成26年2月13日に公表した中期計画（当該中期計画の詳細については、対象者の平成26年2月13日付「中期計画（2014-2016）」に関するお知らせ）をご参照ください。）の連結数値目標の達成を前提としており、平成27年12月期においては、戦略商品の順調な拡大による売上高の増加、自動化推進による生産性改善等によるコスト削減に加え、借入金返済等に伴う利息費用の減少により、平成26年12月期対比で大幅な増益を見込んでいるとのことです。

当該事業計画においては、時代を先取りした製品開発の推進、戦略商品および車載市場向け製品に対する積極投資の実施を見込んでいるとのことです。加えて、当社との協業による収益拡大を図ると共に、自動化による更なる生産性向上と工場再編およびサプライチェーンマネジメントの見直し等による徹底したコスト削減を確実に実行し、平成28年12月期に売上高440億円、営業利益率で12%を見込んでいるとのことです。

対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、意思決定の方法・過程における公正性・適正性を確保するため、当社および対象者から独立した法務アドバイザーである鳥飼総合法律事務所から、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定の方法・過程について、法的助言を受けているとのことです。

対象者における取締役および監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、本公開買付けに関する意見については、平成26年2月13日開催の取締役会において、対象者の取締役全5名の全員一致により決議したとのことです。

対象者は、平成25年2月13日開催の対象者の取締役会において、当社と対象者の経営・技術・生産に関わる情報を相互に開示し、両社の経営資源を有効に活用して更なる事業シナジーを創出するためには、より強固な資本関係のもと同一グループ会社として協力していくことが必要との判断に至ったことに加え、みずほ証券から平成25年2月12日に受領した平成25年2月対象者株式価値算定書等を踏まえ、慎重な検討および協議を行った結果、本公開買付けは対象者の企業価値を向上させるものであると判断し、対象者取締役全5名の全員一致で、本公開買付けが実施された場合には本公開買付けに賛同する予定であるとともに、本公開買付け予定価格は対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者株式の売却機会を提供するものであると判断し、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する予定としたい旨の決議を行ったとのことです。

また、当該取締役会に出席した監査役（監査役3名全員出席）は、いずれも、対象者取締役会が本公開買付けが実施された場合には本公開買付けに賛同するとともに公開買付けが実施された場合には対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明する予定であることについて、異議を申し述べていないとのことです。ただし、本公開買付けは、上記「(3)本公開買付けに関する重要な合意等」に記載のとおり一定の事項を条件として開始される予定であり、本公開買付けの開始までに一定の時間がかかることが予想されるため、上記取締役会においては、本公開買付けが開始される時点で、改めて協議の上本公開買付けに関する意見表明を行うことをあわせて決議したとのことです。なお、上記の取締役及び監査役には利害関係を有する者はありません。

対象者プレスリリースによれば、その後、対象者は、平成26年2月3日に公開買付者より本公開買付け価格その他の条件についての協議・交渉再開の申し入れを受け、本資本業務提携合意書に基づき、公開買付者との間で本公開買付け価格その他の条件についての協議・交渉を再開したとのことです。また、対象者は、平成25年2月13日付プレスリリースによる本公開買付けの実施予定の公表から11ヵ月以上の期間が経過し、その後の市場環境の変化を考慮する必要があることから、本公開買付け価格の適正性を改めて判断するため、その参考資料としてみずほ証券より平成26年2月対象者株式価値算定書を平成26年2月12日付で受領しているとのことです。なお、対象者は、みずほ証券から本公開買付け価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得していないとのことです。

対象者プレスリリースによれば、みずほ証券は、対象者が提供した財務情報および財務予測等に基づき、一定の前提および条件の下で、対象者株式価値につき分析したとのことです。みずほ証券は、市場株価基準法、類似会社比較法およびDCF法の各手法を用いて対象者の普通株式の株式価値の算定を行いました。算定書における各手法による対象者株式の1株当たりの株式価値の算定結果は以下のとおりとのことです。

市場株価基準法では、平成26年2月12日を算定基準日として、対象者普通株式の東京証券取引所市場第一部における基準日終値337円、直近1ヶ月間の終値単純平均値339円、直近3ヶ月間の終値単純平均値344円、直近6ヶ月間の終値単純平均値341円を基に対象者普通株式の1株当たりの価値の範囲は、337円から344円までと分析しているとのことです。

類似会社比較法では、上場会社の中から対象者と事業内容等が比較的類似する企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を247円から342円と分析しているとのことです。

DCF法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が平成26年12月期以降において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を算定し、対象者普通株式の1株当たりの価値の範囲は、283円から375円までと分析しているとのことです。

なお、上記DCF法の算定の基礎となる事業計画については、対象者が平成26年2月13日に公表した中期計画（当該中期計画の詳細については、対象者の平成26年2月13日付「中期計画（2014-2016）」に関するお知らせ）をご参照ください。）の連結数値目標の達成を前提としており、平成27年12月期においては、戦略商品の順調な拡大による売上高の増加、自動化推進による生産性改善等によるコスト削減に加え、借入金返済等に伴う利息費用の減少により、平成26年12月期対比で大幅な増益を見込んでいるとのことです。

当該事業計画においては、時代を先取りした製品開発の推進、戦略商品および車載市場向け製品に対する積極投資の実施を見込んでいるとのことです。加えて、当社との協業による収益拡大を図ると共に、自動化による更なる生産性向上と工場再編およびサプライチェーンマネジメントの見直し等による徹底したコスト削減を確実に実行し、平成28年12月期に売上高440億円、営業利益率で12%を見込んでいるとのことです。

そして、対象者は、公開買付者との間で公開買付価格その他の条件に関する協議・交渉を継続し、その結果、公開買付者は、平成26年2月7日に、本公開買付価格を400円に引き上げた上で本公開買付けを実施したい旨の最終提案を行ったとのことです。かかる提案を受け、対象者は、みずほ証券の平成26年2月対象者株式価値算定書、鳥飼総合法律事務所からの法的助言を踏まえ、平成26年2月13日開催の対象者取締役会において、本公開買付けの諸条件について、改めて慎重に協議したとのことです。その結果、対象者取締役会は、本公開買付けの成立を前提とした安定した資本関係に基礎を置きつつ、当社との間でより強固な提携関係を構築することが、対象者の企業価値を高め、ひいては株主価値向上に資するものと判断し、本公開買付けに賛同する旨、および、本公開買付価格は上記のとおり、みずほ証券による算定結果のうち、市場株価基準法、類似会社比較法及びDCF法に基づく算定結果の上限を上回るものであり、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者株式の売却機会を提供するものであると判断し、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨を取締役全5名の全員一致により決議をしたとのことです。また、当該取締役会に出席した監査役（監査役3名全員出席）は、いずれも、対象者取締役会が本公開買付けに賛同するとともに対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明することについて、異議を申し述べていないとのことです。なお、上記の取締役及び監査役には利害関係を有する者はありません。

また、対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成18年6月29日開催の第65期定時株主総会において「当社株式の大規模買付行為への対応方針」（買収防衛策）を導入し、平成25年3月28日開催の第72期定時株主総会においてこれを更新しましたが、本公開買付けに関しては、平成25年2月13日開催の対象者の取締役会においてこれを承認し、本公開買付けが、同買収防衛策に規定する大規模買付行為には該当しないこととする旨を決議しているとのことです。

(5) 本公開買付け後の株券等の取得予定

当社は、対象者を連結子会社化することを目的として本公開買付けを実施するため、本公開買付けによってその目的を達成した場合には、現時点で、本公開買付け後に対象者の株券等を追加で取得することは予定しておらず、本転換後所有割合が対象者の株券等所有割合にして3分の2以上となること、および本公開買付け後に、再度公開買付けを行うことは想定しておりません。一方、本公開買付けの結果、当社が対象者の議決権の過半数を取得できずに連結子会社化を直ちに達成できなかった場合、当社は、必要に応じて、本新株予約権付社債の全部または一部の転換を、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）終了後直ちに行う可能性はありますが、現時点では未定です。また、当該本新株予約権付社債の転換によっても、当社が対象者の議決権の過半数を取得できない場合には、当社は対象者との間で、当社が対象者の議決権の過半数を取得するために市場取引による株式取得、第三者割当増資、自己株式の取得その他の方策について協議することを予定しておりますが、現時点では、その協議の時期および具体的方策のいずれについても未定です。

(6) 上場廃止となる見込みおよびその事由

本書提出日現在、対象者の普通株式は東京証券取引所市場第一部に上場しておりますが、本公開買付けは対象者の上場廃止を企図するものではなく、当社は57,519,000株（本転換後所有割合50.32%。なお、本公開買付けにより当該57,519,000株の買付け等を行った後に当社が所有することとなる本転換後の対象者株式（75,676,757株）の本転換後所有割合は66.20%）を上限として本公開買付けを実施いたしますので、対象者の普通株式は、本公開買付け後も引き続き東京証券取引所市場第一部の上場が維持される予定です。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成26年2月14日（金曜日）から平成26年3月18日（火曜日）まで（23営業日）
公告日	平成26年2月14日（金曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス (http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、平成26年3月28日（金曜日）までとなります。

【期間延長の確認連絡先】

連絡先 株式会社村田製作所
京都府長岡京市東神足1丁目10番1号
(075) 955 - 6520
財務部長 渡邊 直
確認受付時間 平日9時から17時まで

(2)【買付け等の価格】

株券	普通株式 1株につき金400円
新株予約権証券	-
新株予約権付社債券	-
株券等信託受益証券 ()	-
株券等預託証券 ()	-
算定の基礎	<p>当社は、平成25年2月13日開催の取締役会において、本公開買付予定価格を1株当たり300円と決定いたしました。その後の市場環境の変化を踏まえて、平成26年2月13日開催の取締役会において、本公開買付価格を、平成25年2月13日開催の取締役会で決定した公開買付予定価格である1株当たり300円から、400円へと引き上げることを決定しております。かかる一連の決定に際して、当社は、野村證券に対して、財務アドバイザーとしての助言を依頼し、また、パーカー&マッケンジー法律事務所を法務アドバイザーとして選任し、同事務所による法的助言を得ております。</p> <p>本公開買付予定価格の決定にあたっては、当社および対象者から独立した第三者算定機関である野村證券に対して、対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。野村證券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価平均法、類似会社比較法およびDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、当社は野村證券から平成25年2月12日に平成25年2月公開買付者株式価値算定書を取得いたしました。なお、当社は野村證券から、本公開買付予定価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得していません。</p> <p>平成25年2月公開買付者株式価値算定書によると、採用した手法および当該手法に基づいて算定された対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。</p> <p>市場株価平均法：207円～227円 類似会社比較法：173円～187円 DCF法：254円～337円</p> <p>市場株価平均法では、平成25年2月8日を算定基準日として、対象者株式の東京証券取引所市場第一部における基準日終値222円、直近1週間の終値単純平均値227円、直近1ヶ月間の終値単純平均値223円、直近3ヶ月間の終値単純平均値212円、直近6ヶ月間の終値単純平均値207円を基に、対象者株式の1株当たりの価値の範囲は、207円から227円までと分析しております。</p> <p>類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲は、173円から187円までと分析しております。</p> <p>DCF法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が平成25年12月期以降において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲は、254円から337円までと分析しております。なお、上記DCF法の算定の基礎となる事業計画では、戦略商品の順調な拡大、自動化推進による生産性改善等による売上高の増加やコスト削減効果により、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。</p> <p>当社は、野村證券から取得した平成25年2月公開買付者株式価値算定書の算定結果を参考として、当社において実施した対象者に対する買収監査(デュー・ディリジェンス)の結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向および本公開買付けの応募の見通し等を総合的に勘案し、平成25年2月13日開催の取締役会において、本公開買付予定価格を1株当たり300円と決定いたしました。</p>

しかしながら、平成25年2月13日付プレスリリースにおいて本公開買付けを実施する予定を公表した後、当社は国内外の競争法に基づき、本公開買付けを開始するための必要な準備を進めてまいりましたが、対象者の市場株価および株式市況全体について、平成25年2月13日以降一定程度の上昇が認められることを踏まえつつ、平成25年2月13日から11ヶ月以上の期間が経過していることを勘案し、本資本業務提携合意書に基づき、平成26年2月3日から、対象者との間で本公開買付価格その他の条件についての協議・交渉を再開いたしました。そして当該協議・交渉の結果、当社は、平成25年2月13日以降の対象者株式の市場株価の動向、本公開買付けの応募の見通し、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例および対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否等を総合的に勘案し、平成26年2月13日開催の取締役会において、本公開買付価格を、平成25年2月13日付プレスリリースにおいて決定した公開買付予定価格1株当たり300円から、400円へと引き上げることを決定いたしました。また、当社は本公開買付価格を再決定するにあたり、野村證券から平成26年2月12日に平成26年2月公開買付者株式価値算定書を取得し、参考としております。なお、当社は野村證券から、本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

平成26年2月公開買付者株式価値算定書によると、採用した手法および当該手法に基づいて算定された対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価平均法：324円～344円

類似会社比較法：279円～494円

D C F 法：342円～443円

市場株価平均法では、平成26年2月10日を算定基準日として、対象者株式の東京証券取引所市場第一部における基準日終値332円、直近1週間の終値単純平均値324円、直近1ヶ月間の終値単純平均値339円、直近3ヶ月間の終値単純平均値344円、直近6ヶ月間の終値単純平均値341円を基に、対象者株式の1株当たりの価値の範囲は、324円から344円までと分析しております。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲は、279円から494円までと分析しております。

D C F 法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が平成26年12月期以降において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲は、342円から443円までと分析しております。なお、上記D C F 法の算定の基礎となる事業計画では、戦略商品の順調な拡大、自動化推進による生産性改善等による売上高の増加やコスト削減効果により、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。

なお、本公開買付価格である1株当たり400円は、当社および対象者が本資本業務提携合意書の締結および本公開買付けに係る公表をした平成25年2月13日の前営業日である平成25年2月12日の対象者株式の東京証券取引所市場第一部における終値219円に対して82.65%、平成25年2月12日までの直近1週間の終値単純平均値225円に対して77.78%、平成25年2月12日までの直近1ヶ月の終値単純平均値223円に対して79.37%、平成25年2月12日までの直近3ヶ月の終値単純平均値213円に対して87.79%および平成25年2月12日までの直近6ヶ月の終値単純平均値207円に対して93.24%のプレミアムを加えた金額となります。また、本公開買付価格である1株当たり400円は、本公開買付けの開始についての公表日である平成26年2月13日の前営業日である平成26年2月12日の対象者株式の東京証券取引所市場第一部における終値337円に対して18.69%、平成26年2月12日までの直近1週間の終値単純平均値330円に対して21.21%、平成26年2月12日までの直近1ヶ月の終値単純平均値339円に対して17.99%、平成26年2月12日までの直近3ヶ月の終値単純平均値344円に対して16.28%および平成26年2月12日までの直近6ヶ月の終値単純平均値341円に対して17.30%のプレミアムを加えた金額となります。

なお、本公開買付価格である1株当たり400円は、本書提出日の前営業日である平成26年2月13日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値328円に対して21.95%のプレミアムを加えた金額となります。

	<p>また、当社は、平成24年4月9日、対象者から第三者割当により発行する普通株式10,582,000株を1株あたり発行価額189円にて引き受けておりますが、当該発行価額はあくまで当時の市場環境を前提として決定されたにすぎず、当該株式の取得からすでに1年10ヶ月近くの期間が経過し、株式評価の前提となる市場環境および対象者の業績に変動が生じていることから、本公開買付価格の決定に際しては、当該発行価額は考慮しておりません。</p>
<p>算定の経緯</p>	<p>(本公開買付価格の決定に至る経緯)</p> <p>算定の際に意見を聴取した第三者の名称</p> <p>当社は本公開買付予定価格を決定するにあたり、当社および対象者から独立した第三者算定機関である野村證券より提出された平成25年2月公開買付者株式価値算定書を参考にいたしました。しかしながら、平成25年2月13日付プレスリリースにおいて本公開買付けを実施する予定を公表した後、当社は国内外の競争法に基づき、本公開買付けを開始するための必要な準備を進めてまいりましたが、対象者の市場株価および株式市況全体について、平成25年2月13日以降一定程度の上昇が認められることを踏まえつつ、平成25年2月13日から11ヶ月以上の期間が経過していることから、当社は、本公開買付けの開始の決定にあたり、本公開買付価格を変更する必要があるか否かについて野村證券および当社の法務アドバイザーであるパーカー&マッケンジー法律事務所とも慎重に協議を行い、協議の結果、その後の市場環境の変化を考慮する必要があると判断したことから、本公開買付価格の適正性を改めて判断するため、当社は野村證券から平成26年2月13日に平成26年2月公開買付者株式価値算定書を取得することといたしました。なお、当社は野村證券から、本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。</p> <p>当該意見の概要</p> <p>野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法およびDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行っており、各手法において算定された対象者株式の1株当たりの価値の範囲は以下のとおりです。</p> <p>平成25年2月公開買付者株式価値算定書によると、採用した手法および当該手法に基づいて算定された対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。</p> <p>市場株価平均法：207円～227円 類似会社比較法：173円～187円 DCF法：254円～337円</p> <p>平成26年2月公開買付者株式価値算定書によると、採用した手法および当該手法に基づいて算定された対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。</p> <p>市場株価平均法：324円～344円 類似会社比較法：279円～494円 DCF法：342円～443円</p> <p>当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯</p> <p>当社は、野村證券から取得した平成25年2月公開買付者株式価値算定書の算定結果を参考として、当社において実施した対象者に対する買収監査(デュー・ディリジェンス)の結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向および本公開買付けの応募の見通し等を総合的に勘案し、平成25年2月13日開催の取締役会において、本公開買付予定価格を1株当たり300円と決定いたしました。</p>

しかしながら、平成25年2月13日付プレスリリースにおいて本公開買付けを実施する予定を公表した後、当社は国内外の競争法に基づき、本公開買付けを開始するための必要な準備を進めてまいりましたが、対象者の市場株価および株式市況全体について、平成25年2月13日以降一定程度の上昇が認められることを踏まえつつ、平成25年2月13日から11ヶ月以上の期間が経過していることを勘案し、本資本業務提携合意書に基づき、平成26年2月3日から、対象者との間で本公開買付価格その他の条件についての協議・交渉を再開いたしました。そして当該協議・交渉の結果、当社は、平成25年2月13日以降の対象者株式の市場株価の動向、本公開買付けの応募の見通し、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例および対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否等を総合的に勘案し、平成26年2月13日開催の取締役会において、本公開買付価格を、平成25年2月13日付プレスリリースにおいて決定した公開買付予定価格である1株当たり300円から、400円へと引き上げることを決定いたしました。また、当社は本公開買付価格を再決定するにあたり、野村證券から平成26年2月12日に平成26年2月公開買付者株式価値算定書を取得し、参考としております。なお、当社は野村證券から、本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

（対象者における買付け等の価格の公平性を担保するための措置および利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置）

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は当社が提示した本公開買付予定価格に対する意思決定の過程における公正性を担保すべく、そのための措置の一つとして、当社および対象者の関連当事者には該当しない、独立した第三者算定機関であるみずほ証券に対して、対象者の株式価値の算定を依頼し、みずほ証券より、平成25年2月対象者株式価値算定書を平成25年2月12日に取得したとのことです（なお、対象者は、みずほ証券から本公開買付予定価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得していないとのことです。）。

対象者プレスリリースによれば、みずほ証券は、対象者が提供した財務情報および財務予測等に基づき、一定の前提および条件の下で、対象者株式価値につき分析したとのことです。みずほ証券は、市場株価基準法、類似会社比較法およびDCF法の各手法を用いて対象者の普通株式の株式価値の算定を行ったとのことです。平成25年2月対象者株式価値算定書における各手法による対象者の株式価値の算定結果は以下のとおりとのことです。すなわち、市場株価基準法では、平成25年2月12日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の基準日株価219円、過去1ヵ月間の終値平均株価223円、過去3ヵ月間の終値平均株価213円および過去6ヵ月間の終値平均株価207円を基に、1株当たりの株式価値の範囲を207円から223円と算定しているとのことです。

類似会社比較法では、上場会社の中から対象者と事業内容等が比較的類似する企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を123円から152円と分析しているとのことです。

DCF法では、対象者の平成25年12月期以降の事業計画に基づく収益予測や投資計画等、合理的と考える前提を考慮した上で、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを事業リスクに応じた適切な割引率で現在価値に割り引いて株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を211円から310円までと算定しているとのことです。なお、上記DCF法の算定の基礎となる事業計画では、戦略商品の順調な拡大、自動化推進による生産性改善等による売上高の増加やコスト削減効果により、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。

対象者プレスリリースによれば、その後、対象者は、平成26年2月3日に公開買付者より本公開買付価格その他の条件についての協議・交渉再開の申し入れを受け、本資本業務提携合意書に基づき、公開買付者との間で本公開買付価格その他の条件についての協議・交渉を再開したとのことです。また、対象者は、平成25年2月13日付プレスリリースによる本公開買付けの実施予定の公表から11ヵ月以上の期間が経過し、その後の市場環境の変化を考慮する必要があることから、本公開買付価格の適正性を改めて判断するため、その参考資料としてみずほ証券より平成26年2月対象者株式価値算定書を平成26年2月12日付で受領しているとのことです。なお、対象者は、みずほ証券から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得していないとのことです。

対象者プレスリリースによれば、みずほ証券は、対象者が提供した財務情報および財務予測等に基づき、一定の前提および条件の下で、対象者株式価値につき分析したとのことです。みずほ証券は、市場株価基準法、類似会社比較法およびDCF法の各手法を用いて対象者の普通株式の株式価値の算定を行ったとのことです。平成26年2月対象者株式価値算定書における各手法による対象者の株式価値の算定結果は以下のとおりとのことです。すなわち、市場株価基準法では、平成26年2月12日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の基準日株価337円、過去1ヵ月間の終値平均株価339円、過去3ヵ月間の終値平均株価344円および過去6ヵ月間の終値平均株価341円を基に、1株当たりの株式価値の範囲を337円から344円と算定しているとのことです。

類似会社比較法では、上場会社の中から対象者と事業内容等が比較的類似する企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を247円から342円と分析しているとのことです。

DCF法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が平成26年12月期以降において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を算定し、対象者普通株式の1株当たりの価値の範囲は、283円から375円までと分析しているとのことです。

なお、上記DCF法の算定の基礎となる事業計画については、対象者が平成26年2月13日に公表した中期計画（当該中期計画の詳細については、対象者の平成26年2月13日付「中期計画（2014-2016）に関するお知らせ」をご参照ください。）の連結数値目標の達成を前提としており、平成27年12月期においては、戦略商品の順調な拡大による売上高の増加、自動化推進による生産性改善等によるコスト削減に加え、借入金返済等に伴う利息費用の減少により、平成26年12月期対比で大幅な増益を見込んでいるとのことです。

当該事業計画においては、時代を先取りした製品開発の推進、戦略商品および車載市場向け製品に対する積極投資の実施を見込んでいるとのことです。加えて、当社との協業による収益拡大を図ると共に、自動化による更なる生産性向上と工場再編およびサプライチェーンマネジメントの見直し等による徹底したコスト削減を確実に実行し、平成28年12月期に売上高440億円、営業利益率で12%を見込んでいるとのことです。

対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、意思決定の方法・過程における公正性・適正性を確保するため、当社および対象者から独立した法務アドバイザーである鳥飼総合法律事務所から、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定の方法・過程について、法的助言を受けているとのことです。

対象者における利害関係を有しない取締役および監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、本公開買付けに関する意見については、平成26年2月13日開催の取締役会において、対象者の取締役全5名の全員一致により決議したとのことです。

対象者は、平成25年2月13日開催の対象者の取締役会において、当社と対象者の経営・技術・生産に関わる情報を相互に開示し、両社の経営資源を有効に活用して更なる事業シナジーを創出するためには、より強固な資本関係のもと同一グループ会社として協力していくことが必要との判断に至ったことに加え、みずほ証券から平成25年2月12日に受領した平成25年2月対象者株式価値算定書等を踏まえたうえで、慎重な検討および協議を行った結果、本公開買付けは対象者の企業価値を向上させるものであると判断し、対象者取締役全5名の全員一致で、本公開買付けが実施された場合には本公開買付けに賛同する予定であるとともに、本公開買付予定価格は対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者株式の売却機会を提供するものであると判断し、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する予定としたい旨の決議を行ったとのことです。

また、当該取締役会に出席した監査役（監査役3名全員出席）は、いずれも、対象者取締役会が本公開買付けが実施された場合には本公開買付けに賛同するとともに公開買付けが実施された場合には対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明する予定であることについて、異議を申し述べていないとのことです。ただし、本公開買付けは、上記「3 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付けに関する重要な合意等」に記載のとおり一定の事項を条件として開始される予定であり、本公開買付けの開始までに一定の時間がかかることが予想されるため、上記取締役会においては、本公開買付けが開始される時点で、改めて協議の上本公開買付けに関する意見表明を行うことをあわせて決議したとのことです。なお、上記の取締役及び監査役には利害関係を有する者はありません。

対象者プレスリリースによれば、その後、対象者は、平成26年2月3日に公開買付者より本公開買付価格その他の条件についての協議・交渉再開の申し入れを受け、本資本業務提携合意書に基づき、公開買付者との間で本公開買付価格その他の条件についての協議・交渉を再開したとのことです。また、対象者は、平成25年2月13日付プレスリリースによる本公開買付けの実施予定の公表から11ヵ月以上の期間が経過し、その後の市場環境の変化を考慮する必要があることから、本公開買付価格の適正性を改めて判断するため、その参考資料としてみずほ証券より平成26年2月対象者株式価値算定書を平成26年2月12日付で受領しているとのことです。なお、対象者は、みずほ証券から本公開買付予定価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得していないとのことです。

みずほ証券による対象者株式価値の算定結果の詳細については、上記「対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」をご参照ください。

そして、対象者は、公開買付者との間で公開買付価格その他の条件に関する協議・交渉を継続し、その結果、公開買付者は、平成26年2月7日に、本公開買付価格を400円に引き上げた上で本公開買付けを実施したい旨の最終提案を行ったとのことです。かかる提案を受け、対象者は、みずほ証券の26年2月対象者株式価値算定書、鳥飼総合法律事務所からの法的助言を踏まえ、平成26年2月13日開催の対象者取締役会において、本公開買付けの諸条件について、改めて慎重に協議したとのことです。その結果、対象者取締役会は、本公開買付けの成立を前提とした安定した資本関係に基礎を置きつつ、当社との間でより強固な提携関係を構築することが、対象者の企業価値を高め、ひいては株主価値向上に資するものと判断し、本公開買付けに賛同する旨、および、本公開買付価格は上記のとおり、みずほ証券による算定結果のうち、市場株価基準法、類似会社比較法及びDCF法に基づく算定結果の上限を上回るものであり、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者株式の売却機会を提供するものであると判断し、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨を取締役全5名の全員一致により決議をしたとのことです。また、当該取締役会に出席した監査役（監査役3名全員出席）は、いずれも、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同するとともに対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明することについて、異議を申し述べていないとのことです。なお、上記の取締役及び監査役には利害関係を有する者はありません。

また、対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成18年6月29日開催の第65期定時株主総会において「当社株式の大規模買付行為への対応方針」（買収防衛策）を導入し、平成25年3月28日開催の第72期定時株主総会においてこれを更新しましたが、本公開買付けに関しては、平成25年2月13日開催の対象者の取締役会においてこれを承認し、本公開買付けが、同買収防衛策に規定する大規模買付行為には該当しないこととする旨を決議しているとのことです。

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
57,519,000 (株)	- (株)	57,519,000 (株)

- (注1) 応募株券等の総数が買付予定数の上限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定数の上限を超える場合は、その超える部分の全部または一部の買付けは行わないものとし、法第27条の13第5項および府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。
- (注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	57,519
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券および株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年2月14日現在)(個)(d)	18,157
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	7,575
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券および株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年2月14日現在)(個)(g)	-
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券および株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成25年6月30日現在)(個)(j)	106,043
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	53.89%
買付け等を行った後における株券等所有割合 (a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100(%)	66.20%

- (注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(a)」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数(57,519,000株)に係る議決権の数を記載しております。
- (注2) 「対象者の総株主等の議決権の数(j)」は、対象者が平成25年11月11日に提出した第73期第3四半期報告書に記載された平成25年6月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を1,000株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」および「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者が平成26年2月13日に公表した平成25年12月期決算短信に記載された平成25年12月31日現在の対象者株式の発行済株式総数(108,122,646株)から、同決算短信に記載された平成25年12月31日現在の対象者の保有する自己株式数(1,380,575株)を控除した株式数(106,742,071株)に係る議決権数(106,742個)を「対象者の総株主等の議決権の数(j)」として計算しております。
- (注3) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」および「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6【株券等の取得に関する許可等】

(1)【株券等の種類】

普通株式

(2)【根拠法令】

私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律

公開買付者は、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対し、本公開買付けによる株式取得（以下「本件株式取得」といいます。）に関する計画をあらかじめ届け出なければならず（以下、当該届出を「事前届出」といいます。）、同条第8項により事前届出が受理された日から30日（短縮される場合もあります。）を経過するまでは対象者の株式を取得することができません（以下、株式の取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。）。

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができます（同法第17条の2第1項。以下「排除措置命令」といいます。）。上記の事前届出が行われた場合で公正取引委員会が排除措置命令を発令するときは、公正取引委員会は、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりません（同法第49条第5項。以下「排除措置命令の事前通知」といいます。）、排除措置命令の事前通知をしないこととした場合、その旨の通知（以下「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。）をするものとされております（私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告および届出等に関する規則（昭和28年公正取引委員会規則第1号）第9条）。

公開買付者は、本件株式取得に関して、平成25年6月7日に公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日受理されております。そして、平成25年6月17日付で公正取引委員会より排除措置命令を行わない旨の通知を受けており、排除措置命令の事前通知を受ける可能性のある期間は、排除措置命令の事前通知を受けることなく終了しております。また、本件株式取得に関しては、平成25年7月7日の経過をもって、取得禁止期間は終了しております。

中国独占禁止法

公開買付者は、中国の独占禁止法に基づき、中華人民共和国商務部（以下「中国商務部」といいます。）に対し、本件株式取得の前に、本件株式取得に関する事前届出を行う必要があります。中国商務部は、当該届出が受理された日から30日の審査期間内に、本件株式取得を承認するか、より詳細な審査（以下「詳細審査」といいます。）を行うかの決定を行います。中国商務部が詳細審査を行う旨決定した場合は、その日から90日以内の審査期間（但し、この審査期間は最長60日間延長される場合もあります。）内に中国商務部が本件株式取得を承認したとき、公開買付者は本件株式取得を実行することができます。

なお、本件株式取得についての事前届出は、平成25年3月13日（現地時間）付で中国商務部に提出され、平成25年6月7日（現地時間）付で正式受理されております。その後、中国商務部は、平成25年7月7日（現地時間）付で詳細審査を行う旨決定した上、平成25年10月5日（現地時間）付で詳細審査を延長する旨決定し、詳細審査が行われておりましたが、公開買付者は、期間内に審査が完了しない見込みであることから、当該事前届出を平成25年12月2日（現地時間）付で一旦取り下げ、同日付で中国商務部に本件株式取得についての事前届出を再度提出し、当該事前届出は平成25年12月9日（現地時間）付で正式受理されております。当該審査の結果、平成26年1月8日（現地時間）付で、中国商務部から本件株式取得を承認する文書が発出されました。公開買付者は、平成26年1月14日に当該文書を受領し、同日付で本件株式取得の承認が下りたことを確認しております。

(3)【許可等の日付及び番号】

国または地域名	許可等をした機関の名称	許可等の日付（現地時間）	許可等の番号
日本	公正取引委員会	平成25年6月17日 （排除措置命令を行わない旨の通知を受けたことによる）	公経企第325号
中華人民共和国	中華人民共和国商務部	平成26年1月8日	商反壟審査函 2014第4号

7【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

公開買付代理人

野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

公開買付代理人の本店または全国各支店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、公開買付期間末日の15時30分までに応募してください。応募の際には、ご印鑑、本人確認書類が必要になる場合があります。

(注1) 野村ホームトレードを經由した応募の受付は行われません。

なお、野村ネット&コールにおける応募の受付は、野村ネット&コールのウェブサイト

(<https://nc.nomura.co.jp/>)にて公開買付期間末日の15時30分までに応募していただくか、または所定の「公開買付応募申込書」を野村ネット&コール カスタマーサポートまでご請求いただき、所要事項を記載のうえ野村ネット&コール宛に送付してください。「公開買付応募申込書」は公開買付期間末日の15時30分までに野村ネット&コールに到着することを条件とします。

株券等の応募の受付にあたっては、応募株主等が公開買付代理人に設定した応募株主等名義の口座(以下「応募株主等口座」といいます。)に、応募する予定の株券等が記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に設定された口座に記録されている場合(対象者の特別口座の口座管理機関であるみずほ信託銀行株式会社に設定された特別口座に記録されている場合を含みます。)は、応募に先立ち、応募株主等口座への振替手続を完了していただく必要があります。

本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を經由した応募の受付は行われません。

外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等(法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。なお、野村ネット&コールにおいては、外国人株主等からの応募の受付は行いません。

居住者である個人株主の場合、公開買付けにより売却された株券等にかかる売却代金と取得費との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。(注2)

応募株券等の全部または一部の買付けが行われなかったこととなった場合、買付けの行われなかった株券等は応募株主等に返還されます。

(注1) ご印鑑、本人確認書類について

公開買付代理人である野村証券株式会社に新規に口座を開設する場合、ご印鑑のほか、本人確認書類が必要になります。また、既に口座を有している場合であっても、本人確認書類が必要な場合があります。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

おもな本人確認書類

個人 <発行から6ヶ月以内の原本>

住民票の写し 住民票の記載事項証明書 印鑑登録証明書

<有効期限内の原本>

健康保険証(各種) 運転免許証 住民基本台帳カード(氏名・住所・生年月日の記載があるもの)

福祉手帳(各種) 旅券(パスポート) 国民年金手帳(平成8年12月31日以前に交付されたもの)

在留カード 特別永住者証明書

本人確認書類は、有効期限内のものである必要があります。

本人確認書類は、以下の2点を確認できるものである必要があります。

本人確認書類そのものの有効期限 申込書に記載された住所・氏名・生年月日

郵送でのお申込みの場合、いずれかの書類の原本かコピーをご用意ください。コピーの場合は、あらためて原本の提示をお願いする場合があります。野村証券株式会社より本人確認書類の記載住所に「取引に係る文書」を郵送し、ご本人様の確認をさせていただきます。

法人 登記簿謄本 官公庁から発行された書類 等

本人特定事項 名称 本店または主たる事務所の所在地

法人自体の本人確認に加え、代表者もしくは代理人・取引担当者個人(契約締結の任に当たる者)の本人確認が必要となります。

外国人株主 外国人(居住者を除きます。)、外国に本店または主たる事務所を有する法人の場合、日本国政府の承認した外国政府または権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの。

野村ネット&コールにおいて応募する場合で、新規に口座を開設する場合には、野村ネット&コールのウェブサイト(<https://nc.nomura.co.jp/>)、または野村ネット&コール カスタマーサポートまで口座開設キットをご請求いただき、お手続きください。口座開設には一定の期間を要しますので、必要な期間等をご確認いただき、早めにお手続きください。

(注2) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について(個人株主の場合)

個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得等には原則として申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに下記に指定する者の応募の受付を行った本店または全国各支店に公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付または送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。なお、野村ネット&コールにおいて応募された契約の解除は、野村ネット&コールのウェブサイト(<https://nc.nomura.co.jp/>)上の操作または解除書面の送付により行ってください。野村ネット&コールのウェブサイト上の操作による場合は当該ウェブサイトに記載される方法に従い、公開買付期間末日の15時30分までに解除手続きを行ってください。解除書面の送付による場合は、予め解除書面を野村ネット&コール カスタマーサポートに請求したうえで、野村ネット&コール宛に送付してください。野村ネット&コールにおいても、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到着することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

(その他の野村証券株式会社全国各支店)

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに、後記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	23,007,600,000
金銭以外の対価の種類	-
金銭以外の対価の総額	-
買付手数料(b)	140,000,000
その他(c)	1,300,000
合計(a) + (b) + (c)	23,148,900,000

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数57,519,000株に1株当たりの買付価格400円を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告および公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費および弁護士報酬等がありますが、その額は未定です。

(注5) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
通知預金	13,000,000
定期預金	13,000,000
計(a)	26,000,000

【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
2	-	-	-	-
	計			-

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
-	-	-	-
計			-

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
2	-	-	-	-
計(b)				-

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
-	-	-	-
計(c)			-

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
-	-
計(d)	-

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

26,000,000千円 (a) + (b) + (c) + (d)

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

(2) 【決済の開始日】

平成26年3月26日(水曜日)

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合、決済の開始日は平成26年4月4日(金曜日)となります。

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。なお、野村ネット&コールにおいて書面の電子交付等に承諾されている場合には、野村ネット&コールのウェブサイト(<https://nc.nomura.co.jp/>)にて電磁的方法により交付します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)。

(4) 【株券等の返還方法】

後記「11 その他買付け等の条件および方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無および内容」および「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容および撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部または一部を買付けないこととなった場合には、公開買付け期間の末日の翌々営業日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、公開買付代理人の応募株主等口座上で、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します（株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、応募の受付をされた公開買付代理人の本店または全国各支店にご確認ください。）。

1 1 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の上限（57,519,000株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

応募株券等の総数が買付予定数の上限（57,519,000株）を超える場合は、その超える部分の全部または一部の買付けは行わないものとし、法第27条の13第5項および府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に1単元（1,000株）未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たない場合は、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元（追加して1単元の買付けを行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数）の応募株券等の買付けを行います。ただし、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付けを行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超える場合は、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元（あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数）減少させるものとし、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付株数を減少させる株主等を決定します。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イないしリおよびヲないしソ、第3号イないしチおよびヌ、並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事由に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、または記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、対象者の重要な子会社に同号イからトまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、前記「7 応募および契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償または違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項および令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項および訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4および府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、または米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、公開買付届出書または関連する買付書類は米国内においてもしくは米国に向けて、または米国内から、郵送その他の方法によって送付または配布されるものではなく、かかる送付または配布を行うことはできません。上記制限に直接または間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明および保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点および公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国内に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、または米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）または米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人または受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(1)【会社の概要】

【会社の沿革】

【会社の目的及び事業の内容】

【資本金の額及び発行済株式の総数】

【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名または名称	住所または所在地	所有株式の数 (千株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合(%)
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
計	-	-	-

【役員の職歴及び所有株式の数】

平成 年 月 日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
計					-

(2)【経理の状況】

【貸借対照表】

【損益計算書】

【株主資本等変動計算書】

(3)【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書およびその添付書類】

事業年度 第77期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) 平成25年6月27日関東財務局長に提出

ロ【四半期報告書または半期報告書】

事業年度 第78期第3四半期(自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日) 平成26年2月12日関東財務局長に提出

ハ【訂正報告書】

該当事項はありません。

【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社村田製作所

(京都府長岡京市東神足1丁目10番1号)

株式会社村田製作所 東京支社

(東京都渋谷区渋谷3丁目29番12号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

2【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3【個人の場合】

該当事項はありません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成26年2月14日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	10,582(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券	7,575		
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	18,157		
所有株券等の合計数	18,157		
(所有潜在株券等の合計数)	(7,575)	()	()

(2)【公開買付者による株券等の所有状況】

(平成26年2月14日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	10,582(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券	7,575		
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	18,157		
所有株券等の合計数	18,157		
(所有潜在株券等の合計数)	(7,575)		

(3)【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)】

該当事項はありません。

(4)【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)】

該当事項はありません。

2【株券等の取引状況】

(1)【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者との取引

決算年月	平成23年3月期 (第75期)	平成24年3月期 (第76期)	平成25年3月期 (第77期)
公開買付者からの対象者に対する売上高(千円)	214,499	115,407	113,429
対象者からの公開買付者に対する売上高(千円)	2,630	1,930	13,361

(2) 公開買付者と対象者の役員との取引

該当事項はありません。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 対象者における取締役および監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、本公開買付けに関する意見については、平成26年2月13日開催の取締役会において、対象者の取締役全5名の全員一致により決議したとのことです。

対象者は、平成25年2月13日開催の対象者の取締役会において、当社と対象者の経営・技術・生産に関わる情報を相互に開示し、両社の経営資源を有効に活用して更なる事業シナジーを創出するためには、より強固な資本関係のもと同一グループ会社として協力していくことが必要との判断に至ったことに加え、みずほ証券から平成25年2月12日に受領した平成25年2月対象者株式価値算定書等を踏まえ、慎重な検討および協議を行った結果、本公開買付けは対象者の企業価値を向上させるものであると判断し、対象者取締役全5名の全員一致で、本公開買付けが実施された場合には本公開買付けに賛同する予定であるとともに、本公開買付予定価格は対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者株式の売却機会を提供するものであると判断し、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する予定とした旨の決議を行ったとのことです。

また、当該取締役会に出席した監査役(監査役3名全員出席)は、いずれも、対象者取締役会が本公開買付けが実施された場合には本公開買付けに賛同するとともに公開買付けが実施された場合には対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明する予定であることについて、異議を申し述べていないとのことです。ただし、本公開買付けは、上記のとおり一定の事項を条件として開始される予定であり、本公開買付けの開始までに一定の時間がかかることが予想されるため、上記取締役会においては、本公開買付けが開始される時点で、改めて協議の上本公開買付けに関する意見表明を行うことをあわせて決議したとのことです。なお、上記の取締役及び監査役には利害関係を有する者はおりません。

対象者プレスリリースによれば、その後、対象者は、平成26年2月3日に公開買付者より本公開買付価格その他の条件についての協議・交渉再開の申し入れを受け、本資本業務提携合意書に基づき、公開買付者との間で本公開買付価格その他の条件についての協議・交渉を再開したとのことです。また、対象者は、平成25年2月13日付プレスリリースによる本公開買付けの実施予定の公表から11ヵ月以上の期間が経過し、その後の市場環境の変化を考慮する必要があることから、本公開買付価格の適正性を改めて判断するため、その参考資料としてみずほ証券より平成26年2月対象者株式価値算定書を平成26年2月12日付で受領しているとのことです。なお、対象者は、みずほ証券から本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)は取得していないとのことです。

対象者プレスリリースによれば、みずほ証券は、対象者が提供した財務情報および財務予測等に基づき、一定の前提および条件の下で、対象者株式価値につき分析したとのことです。みずほ証券は、市場株価基準法、類似会社比較法およびDCF法の各手法を用いて対象者の普通株式の株式価値の算定を行いました。算定書における各手法による対象者株式の1株当たりの株式価値の算定結果は以下のとおりとのことです。

市場株価基準法では、平成26年2月12日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の基準日株価337円、過去1ヵ月間の終値平均株価339円、過去3ヵ月間の終値平均株価344円および過去6ヵ月間の終値平均株価341円を基に、1株当たりの株式価値の範囲を337円から344円と算定しているとのことです。

類似会社比較法では、上場会社の中から対象者と事業内容等が比較的類似する企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を247円から342円と分析しているとのことです。

DCF法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が平成26年12月期以降において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を算定し、対象者普通株式の1株当たりの価値の範囲は、283円から375円までと分析しているとのことです。

なお、上記DCF法の算定の基礎となる事業計画については、対象者が平成26年2月13日に公表した中期計画(当該中期計画の詳細については、対象者の平成26年2月13日付「中期計画(2014-2016)」に関するお知らせ)を

ご参照ください。)の連結数値目標の達成を前提としており、平成27年12月期においては、戦略商品の順調な拡大による売上高の増加、自動化推進による生産性改善等によるコスト削減に加え、借入金返済等に伴う利息費用の減少により、平成26年12月期対比で大幅な増益を見込んでいるとのことです。

当該事業計画においては、時代を先取りした製品開発の推進、戦略商品および車載市場向け製品に対する積極投資の実施を見込んでいるとのことです。加えて、当社との協業による収益拡大を図ると共に、自動化による更なる生産性向上と工場再編およびサプライチェーンマネジメントの見直し等による徹底したコスト削減を確実に実行し、平成28年12月期に売上高440億円、営業利益率で12%を見込んでいるとのことです。

そして、対象者は、公開買付者との間で公開買付価格その他の条件に関する協議・交渉を継続し、その結果、公開買付者は、平成26年2月7日に、本公開買付価格を400円に引き上げた上で本公開買付けを実施したい旨の最終提案を行ったとのことです。かかる提案を受け、対象者は、みずほ証券の平成26年2月対象者株式価値算定書、鳥飼総合法律事務所からの法的助言を踏まえ、平成26年2月13日開催の対象者取締役会において、本公開買付けの諸条件について、改めて慎重に協議したとのことです。その結果、対象者取締役会は、本公開買付けの成立を前提とした安定した資本関係に基礎を置きつつ、当社との間でより強固な提携関係を構築することが、対象者の企業価値を高め、ひいては株主価値向上に資するものと判断し、本公開買付けに賛同する旨、および、本公開買付価格は上記のとおり、みずほ証券による算定結果のうち、市場株価基準法、類似会社比較法及びDCF法に基づく算定結果の上限を上回るものであり、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者株式の売却機会を提供するものであると判断し、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨を取締役全5名の全員一致により決議をしたとのことです。また、当該取締役会に出席した監査役(監査役3名全員出席)は、いずれも、対象者取締役会が本公開買付けに賛同するとともに対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明することについて、異議を申し述べていないとのことです。なお、上記の取締役及び監査役には利害関係を有する者はありません。

また、対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成18年6月29日開催の第65期定時株主総会において「当社株式の大規模買付行為への対応方針」(買収防衛策)を導入し、平成25年3月28日開催の第72期定時株主総会においてこれを更新しましたが、本公開買付けに関しては、平成25年2月13日開催の対象者の取締役会においてこれを承認し、本公開買付けが、同買収防衛策に規定する大規模買付行為には該当しないこととする旨を決議しているとのことです。

(2) 本資本業務提携合意書

当社および対象者は、平成25年2月13日付で本資本業務提携合意書を締結し、また、平成26年2月13日付で本変更合意書を締結しています。本資本業務提携合意書の概要(本変更合意書における変更内容を含みます。)は以下のとおりです。

(a) 本資本業務提携合意書の目的と概要

両社は、既存資本業務提携合意書に基づく資本業務提携関係をより一層強化することにより、両社の企業価値を最大化させることを究極の目的として、本資本業務提携合意書を締結する。両社は、資本提携強化を目的として、対象者の発行する株券等に対して本公開買付けを行うことにより対象者の議決権の過半数の取得を目指すものとする。本公開買付けが成立した場合には、既存資本業務提携合意書において合意した業務提携の内容を、本資本業務提携合意書に基づいてさらに強化する。既存資本業務提携合意書は本決済日をもって効力を失うものとする。

(b) 本業務提携強化の内容

両社は、本公開買付けの成立を条件として、既存の業務提携を下記の内容に強化する。詳細については、両社間で誠実に協議の上、別途取り決めを行う。

既存資本業務提携合意書において合意された下記の項目の具体化

- ・当社と対象者の相互協力によるパワーインダクタ販売拡大
- ・次世代パワーインダクタの共同開発と販売
- ・共同で新たな顧客ニーズを発掘し、その要求を満たすインダクタ関連製品を両社が連携して開発・生産・販売していくこと。

相互の販売チャンネルの有効活用

相互の事業運営の融合による事業の効率化

相互の保有する技術およびノウハウの共有とこれによる共同開発の推進

(c) 対象者の賛同等

対象者は、本公開買付けの開始が決定された場合、本公開買付けに賛同し、株主に対して応募を推奨する旨を決議の上、当該賛同意見を公表する（同日付での適時開示による公表のほか、意見表明報告書の提出を含む。）ものとし、これを撤回または変更しない。ただし、対象者の取締役の善管注意義務違反となる蓋然性が高いと認められる場合にはこの限りではない。

対象者は、本公開買付けを対象者の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）における大規模買付行為から除外するものとし、その旨の取締役会決議を行う。

(d) 本公開買付けの実施、対象者の義務等

当社は、（ ）中華人民共和国を含む国内外の競争法に基づき必要な手続および対応を完了すること、（ ）対象者の表明および保証が重要な点において真実かつ正確であること（注1）、（ ）対象者の本資本業務提携合意書に基づく義務に重大な違反が存在しないこと（注2）、（ ）本公開買付けまたは本資本業務提携の実行に重大な悪影響を及ぼす事由（重大な訴訟、行政機関または税務当局による処分等、地震等の天変地異を含むがこれらに限られない。）が起きていないこと等の諸条件が充足された場合、本公開買付けを実施する。

対象者は、本決済日までの間、当社以外の第三者からの大規模買付行為に対して賛同せず、当社以外の第三者との間で本資本業務提携またはこれに類似する取引についての勧誘、協議、交渉、合意等を行わない。ただし、当該行為を行わないことが対象者の取締役の善管注意義務違反となる蓋然性が高いと認められる場合にはこの限りではない。

対象者は、本決済日までの間、一定の行為（新株発行等対象者株式の所有割合を希薄化させる虞のある行為、合併等の組織再編、子会社等の買収または売却、剰余金の配当、倒産手続の申立、対象者の主要製品に係る知的財産権等の処分、その他本公開買付けまたは本資本業務提携の実施に重大な影響を与える可能性のある行為）については、事前に当社の承諾を得るものとする。ただし、上記行為を行わないことが、対象者の取締役の善管注意義務違反となる蓋然性が高い場合にはこの限りではない。

当社が本公開買付けにより対象者の議決権の過半数を取得できなかった場合、当社が希望する場合には、両社は、当社が対象者の議決権の過半数を取得するための方策について誠実に協議し、議決権の過半数の取得または追加取得に向けて商業上合理的な範囲の協力を行う。また、当社が本公開買付けにより対象者の議決権の過半数を取得できなかった場合、対象者が希望する場合には、両社は、対象者の経営体制を含む本資本業務提携の内容を、当社の対象者株式の保有割合に応じたものとすべく、誠実に協議するものとする。

(注1) 本資本業務提携合意書において、対象者は、（ ）対象者の設立の適法性および存続の有効性ならびに本資本業務提携合意書の締結および履行に必要な権限の存在、（ ）本資本業務提携合意書の義務の履行に必要な社内手続の履践、（ ）本資本業務提携合意書の適法かつ有効な締結、（ ）本資本業務提携合意書の法的拘束力および強制執行可能性、（ ）発行済株式および新株予約権付社債の適法かつ有効な発行、（ ）対象者の財務諸表の正確性、（ ）重大な影響を及ぼす紛争の不存在、（ ）開示された情報の正確性、（ ）対象者の事業遂行のために必要な許認可等の有効な存続について、表明および保証を行っております。

(注2) 本資本業務提携合意書において、対象者が、当社の事前の同意なく、（ ）新株等の発行、（ ）株式の併合または分割、（ ）企業再編行為、（ ）自己株式の取得または処分、（ ）剰余金の配当、（ ）子会社または関連会社の買収または売却、（ ）倒産手続の申立て、（ ）対象者の主要製品に係る知的財産権の処分、（ ）その他本公開買付けまたは資本業務提携の実施に重大な影響を与える可能性のある行為を行うことは、本資本業務提携合意書に基づく義務の重大な違反に該当するものとされています。また、本資本業務提携合意書において、対象者は、(a)当社以外の第三者との間で当社との資本業務提携又はこれに類似する取引についての勧誘、協議、交渉、合意等を一切行わない義務、(b)対象者による表明および保証または本資本業務提携合意書上の義務違反が生じた場合の通知義務、(c)未公表事実を認識した場合の公表義務を負っております。但し、上記の（ ）から（ ）及び(a)については、対象者の取締役の善管注意義務違反となる蓋然性が高い場合はこの限りではないと定めております。

(e) 本公開買付け後の経営体制

対象者は、本公開買付け成立後最初に開催される定時株主総会または臨時株主総会において、全取締役の過半数となる最小限の員数につき当社が指名する者を候補者とする取締役選任議案、および、当社が指名する監査役1名を候補者とする監査役選任議案を上程するものとする。

対象者は、平成26年3月開催の定時株主総会終了後、最初に開催される株主総会（臨時株主総会を含む。）において、取締役の任期を1年に変更する旨の定款変更議案を上程するものとする。

本公開買付け成立後、対象者は、上記(d)に記載する一定の行為については、事前に当社の承諾を得るものとする。ただし、上記行為を行わないことが、対象者の取締役の善管注意義務違反となる蓋然性が高い場合にはこの限りではない。

(f) 本公開買付け後の対象者株式の追加取得または処分

当社は、本公開買付け成立後、対象者株式を追加取得する場合には、原則として事前に対象者に通知するものとする。ただし、本公開買付けの上限（本転換後所有割合にして66.20%）を超える追加取得については事前に対象者の承諾を得るものとする。

当社は、本公開買付け成立後1年間は、対象者の承諾なく、対象者株式につき譲渡その他の処分を行わないものとする。本公開買付け成立後1年経過後、対象者株式につき譲渡その他の処分（公開買付けへの応募および入札による売却を除く）を行う際は、事前に対象者に通知し、対象者からの提案を含めて両社にて協議するものとする。

(g) 上場維持

両社は、合理性が認められない場合を除き、本公開買付け成立後も対象者が上場を維持することを確認する。

(h) 雇用体系

両社は、合理性が認められない場合を除き、本公開買付け成立後も対象者における本資本業務提携合意書の締結日時点の雇用を継続し、労働条件を維持する。

(i) 商号およびブランドの維持

両社は、本公開買付け成立後も、対象者が従来の商号およびブランドを維持することを確認する。ただし、当社が対象者製品を販売する場合の当該製品のブランドについてはこの限りではない。

(j) 本資本業務提携合意の終了

当社または対象者は、本決済日までの間、()相手方の表明保証した事項が重要な点において真実かつ正確でない場合、()相手方の本資本業務提携合意書に基づく義務に重大な違反があり10営業日以内に当該違反が是正されない場合、()本公開買付けの前提条件が平成26年3月末日までに充足されない場合または()相手方において法的倒産手続等が開始された場合等の一定の事由が生じた場合、本資本業務提携合意書を解除することができる。

当社が、本公開買付けを法定の事由に従い撤回した場合、本資本業務提携合意書は当然に終了する。

当社または対象者は、本決済日以後、()相手方の本資本業務提携合意書に基づく義務に重大な違反があり10営業日以内に当該違反が是正されない場合、()本資本業務提携の目的を達成することが不可能または著しく困難になる事由が発生した場合、()相手方について法的倒産手続等が開始された場合、本資本業務提携合意書を解除することができる。

(3) 本公開買付けの目的および背景並びに本公開買付け成立後の経営方針

当社は、村田昭により昭和19年 京都市中京区にて創業され、昭和25年に株式会社に改組し、現在、当社グループは当社ならびに連結子会社79社および持分法適用関連会社1社で構成されています。当社は、「Innovator in Electronics®」をスローガンとして掲げ、時代とともに要求が高度化していくエレクトロニクス業界において、独創的な製品を開発・製造・販売することで、高度情報化社会の発展に貢献してまいりました。

現在、当社は急成長するスマートフォン、タブレット市場等を中核市場と位置づけ、材料技術やモジュール技術、生産技術をベースに積層セラミックコンデンサや無線モジュールといった高機能・高付加価値の部品を開発、生産し、グローバルに販売しています。また、新興国市場での生産・販売や、自動車向けや環境・エネルギー向け、ヘルスケア向けといった新規市場にも展開し、需要が急拡大する地域や、より参入障壁が高い事業領域においても確固たる地歩を築きつつあります。

製品ラインアップにおいては、世界の最先端市場で要求される技術力や納入実績を持つ企業と手を組んで隣接領域のコア技術を取り込む、いわゆる「にじみだし」戦略を採用し、小型化・省電力化・高速化に代表される顧客のあくなき技術革新要求に新たなソリューションを提供することで、需要を創造し続けています。

一方、対象者は、昭和30年に株式会社東光ラジオコイル研究所として設立され、真空管式ポータブルラジオ用コイル、世界初のトランジスタラジオ用I F Tの開発生産を開始しました。後の昭和39年に東光株式会社に社名変更を行い、現在、対象者グループは対象者ならびに連結子会社22社で構成されています。対象者は、同じくエレクトロニクス業界において、中核技術として持つ磁性体材料および巻き線テクノロジーを駆使した革新的なコイルを創出し続け、社会の発展に貢献しています。対象者の製品はテレビ、ゲーム等のAV機器、携帯電話、スマートフォン等の通信機器、パソコン等の情報機器、およびカーオーディオ等の車載機器に幅広く採用されており、最近においては、他社に先駆け独創的なコイルの開発、量産化に成功し、そのコイルを採用したスマートフォン等のポータブルデバイスにおいて、小型化・省エネルギー化・軽薄化を実現し、世界の主要顧客から高い評価を受けています。また、自動車向け等の新たな製品開発や用途開拓も進めています。

このような状況下、両社はお互いの強みを相互に活用することで社会の発展に貢献し、ひいては両社の企業価値向上に資するべく、両社間で平成24年3月22日付で既存資本業務提携合意書を締結し、業務提携を開始しました。また同年4月9日、当社は当該合意書に基づき、対象者から第三者割当により発行する新株および本新株予約権付社債を引き受けました。

その後両社は、相互協力によるパワーインダクタの拡販、次世代パワーインダクタの共同開発・販売、顧客ニーズの深耕と新たな製品の開発・生産・販売等について協議を重ねてまいりましたが、経営・技術・生産に関わる情報を相互に開示し、両社の有する経営資源を有効に活用して更なる事業シナジーを創出するためには、より

強固な資本関係のもと同一グループ会社として、協力していくことが必要であるとの判断に至ったことから、両社は平成25年2月13日付で本資本業務提携合意書を締結し、国内外の競争法に基づき一定の手続および対応等を条件として本公開買付けを実施することを決議いたしました（本資本業務提携合意書の概要については、上記「(1) 本資本業務提携合意書」をご参照ください。）。

本資本業務提携合意書に基づく資本業務提携により、両社では以下のような事業シナジーの追及が可能になります。

対象者に期待されるシナジー

当社の販売網を活用し、対象者商材をグローバルに拡販する。世界のリードカスタマーに対し、対象者商材のマーケティング・企画・開発を行う

当社が保有する、電子部品に関わる様々なコア技術・知見や、経営管理ノウハウを対象者の製品開発・製造・品質管理・採算管理等に活用し、高機能化・高付加価値化をはかる

当社の生産設備の内製ノウハウを対象者に供与し、生産性の向上、コスト競争力の強化をはかる

当社に期待されるシナジー

市場で高いシェアを誇る対象者の最先端のメタルアロイ製品を武器に、両社にとっての新規顧客を開拓し、売上拡大をはかる

対象者の持つ、高度な巻き線および磁性材料技術を応用し、高機能で付加価値の高い電子部品を創出する

対象者の持つ、海外ローカル人材による生産オペレーションのノウハウを共有し、生産の効率化を図る

本公開買付けを経て対象者は当社の上場連結子会社となる予定ですが、本公開買付け成立後も対象者は自由闊達な企業風土を維持し、電源事業、車載事業、高周波事業で掲げられた事業戦略を引き続き推進するとともに、当社との連携を更に深め、事業シナジーの創出と両社の企業価値向上に向け、協業を推進する予定です。

なお、当社は、本公開買付けの成立後、対象者に対して臨時株主総会を開催するよう要請し、かかる臨時株主総会（平成26年夏頃までに開催予定）において、対象者の全取締役の過半数となる最小限の員数となる取締役および監査役1名を当社より指名する予定です。

(4) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置および利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社および対象者は、本公開買付けの公正性を担保する観点から、以下のような措置を実施いたしました。なお、以下の記載のうち対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。

当社による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、平成25年2月13日開催の取締役会において、本公開買付予定価格を1株当たり300円と決定いたしました。その後の市場環境の変化を踏まえて、平成26年2月13日開催の取締役会において、本公開買付け価格を、平成25年2月13日付プレスリリースにおいて決定した公開買付予定価格である1株当たり300円から、400円へと引き上げることを決定しております。かかる一連の決定に際して、当社は、野村證券に対して、財務アドバイザーとしての助言を依頼し、また、ペーカー&マッケンジー法律事務所を法務アドバイザーとして選任し、同事務所による法的助言を得ております。

本公開買付予定価格の決定にあたっては、当社および対象者から独立した第三者算定機関である野村證券に対して、対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。野村證券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価平均法、類似会社比較法およびDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、当社は野村證券から平成25年2月12日に平成25年2月公開買付者株式価値算定書を取得いたしました。なお、当社は野村證券から、本公開買付予定価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

平成25年2月公開買付者株式価値算定書によると、採用した手法および当該手法に基づいて算定された対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価平均法：207円～227円

類似会社比較法：173円～187円

DCF法：254円～337円

市場株価平均法では、平成25年2月8日を算定基準日として、対象者株式の東京証券取引所市場第一部における基準日終値222円、直近1週間の終値単純平均値227円、直近1ヶ月間の終値単純平均値223円、直近3ヶ月間の終値単純平均値212円、直近6ヶ月間の終値単純平均値207円を基に、対象者株式の1株当たりの価値の範囲は、207円から227円までと分析しております。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲は、173円から187円までと分析しております。

DCF法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が平成25年12月期以降において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲は、254円から337円までと分析しております。なお、上記DCF法の算定の基礎となる事業計画では、戦略商品の順調

な拡大、自動化推進による生産性改善等による売上高の増加やコスト削減効果により、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。

当社は、野村證券から取得した平成25年2月公開買付者株式価値算定書の算定結果を参考として、当社において実施した対象者に対する買収監査（デュー・ディリジェンス）の結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向および本公開買付けの応募の見通し等を総合的に勘案し、平成25年2月13日開催の取締役会において、本公開買付予定価格を1株当たり300円と決定いたしました。

しかしながら、平成25年2月13日付プレスリリースにおいて本公開買付けを実施する予定を公表した後、当社は国内外の競争法に基づき、本公開買付けを開始するための必要な準備を進めてまいりましたが、対象者の市場株価および株式市況全体について、平成25年2月13日以降一定程度の上昇が認められることを踏まえつつ、平成25年2月13日から11ヶ月以上の期間が経過していることを勘案し、本資本業務提携合意書に基づき、平成26年2月3日から、対象者との間で本公開買付価格その他の条件についての協議・交渉を再開いたしました。そして当該協議・交渉の結果、当社は、平成25年2月13日以降の対象者株式の市場株価の動向、本公開買付けの応募の見通し、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例および対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否等を総合的に勘案し、平成26年2月13日開催の取締役会において、本公開買付価格を、平成25年2月13日付プレスリリースにおいて決定した公開買付予定価格である1株当たり300円から、400円へと引き上げることを決定いたしました。また、当社は本公開買付価格を再決定するにあたり、野村證券から平成26年2月12日に平成26年2月公開買付者株式価値算定書を取得し、参考としております。なお、当社は野村證券から、本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

平成26年2月公開買付者株式価値算定書によると、採用した手法および当該手法に基づいて算定された対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価平均法：324円～344円

類似会社比較法：279円～494円

D C F 法：342円～443円

市場株価平均法では、平成26年2月10日を算定基準日として、対象者株式の東京証券取引所市場第一部における基準日終値332円、直近1週間の終値単純平均値324円、直近1ヶ月間の終値単純平均値339円、直近3ヶ月間の終値単純平均値344円、直近6ヶ月間の終値単純平均値341円を基に、対象者株式の1株当たりの価値の範囲は、324円から344円までと分析しております。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲は、279円から494円までと分析しております。

D C F 法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が平成26年12月期以降において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たりの価値の範囲は、342円から443円までと分析しております。

なお、上記D C F 法の算定の基礎となる事業計画では、戦略商品の順調な拡大、自動化推進による生産性改善等による売上高の増加やコスト削減効果により、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。

なお、本公開買付価格である1株当たり400円は、当社および対象者が本資本業務提携合意書の締結および本公開買付けに係る公表をした平成25年2月13日の前営業日である平成25年2月12日の対象者株式の東京証券取引所市場第一部における終値219円に対して82.65%、平成25年2月12日までの直近1週間の終値単純平均値225円に対して77.78%、平成25年2月12日までの直近1ヶ月の終値単純平均値223円に対して79.37%、平成25年2月12日までの直近3ヶ月の終値単純平均値213円に対して87.79%および平成25年2月12日までの直近6ヶ月の終値単純平均値207円に対して93.24%のプレミアムを加えた金額となります。

また、本公開買付価格である1株当たり400円は、本公開買付けの開始についての公表日である平成26年2月13日の前営業日である平成26年2月12日の対象者株式の東京証券取引所市場第一部における終値337円に対して18.69%、平成26年2月12日までの直近1週間の終値単純平均値330円に対して21.21%、平成26年2月12日までの直近1ヶ月の終値単純平均値339円に対して17.99%、平成26年2月12日までの直近3ヶ月の終値単純平均値344円に対して16.28%および平成26年2月12日までの直近6ヶ月の終値単純平均値341円に対して17.30%のプレミアムを加えた金額となります。

なお、本公開買付価格である1株当たり400円は、本書提出日の前営業日である平成26年2月13日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値328円に対して21.95%のプレミアムを加えた金額となります。

また、当社は、平成24年4月9日、対象者から第三者割当により発行する普通株式10,582,000株を1株あたり発行価額189円にて引き受けておりますが、当該発行価額はあくまで当時の市場環境を前提として決定されたにすぎず、当該株式の取得からすでに1年10ヶ月近くの期間が経過し、株式評価の前提となる市場環境および対象者の業績に変動が生じていることから、本公開買付価格の決定に際しては、当該発行価額は考慮しておりません。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は当社が提示した本公開買付予定価格に対する意思決定の過程における公正性を担保すべく、そのための措置の一つとして、当社および対象者の関連当事者には該当しない、独立した第三者算定機関であるみずほ証券に対して、対象者の株式価値の算定を依頼し、みずほ証券より、平成25年2月対象者株式価値算定書を平成25年2月12日に取得したとのことです（なお、対象者は、みずほ証券から本公開買付予定価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得していないとのことです。）。

対象者プレスリリースによれば、みずほ証券は、対象者が提供した財務情報および財務予測等に基づき、一定の前提および条件の下で、対象者株式価値につき分析したとのことです。みずほ証券は、市場株価基準法、類似会社比較法およびDCF法の各手法を用いて対象者の普通株式の株式価値の算定を行ったとのことです。算定書における各手法による対象者の株式価値の算定結果は以下のとおりとのことです。すなわち、市場株価基準法では、平成25年2月12日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の基準日株価219円、過去1ヵ月間の終値平均株価223円、過去3ヵ月間の終値平均株価213円および過去6ヵ月間の終値平均株価207円を基に、1株当たりの株式価値の範囲を207円から223円と算定しているとのことです。

類似会社比較法では、上場会社の中から対象者と事業内容等が比較的類似する企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を123円から152円と分析しているとのことです。DCF法では、対象者の事業計画に基づく収益予測や投資計画等、合理的と考える前提を考慮した上で、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを事業リスクに応じた適切な割引率で現在価値に割り引いて株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を211円から310円までと算定しているとのことです。なお、上記DCF法の算定の基礎となる平成25年12月期以降の事業計画では、戦略商品の順調な拡大、自動化推進による生産性改善等による売上高の増加やコスト削減効果により、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。

対象者プレスリリースによれば、その後、対象者は、平成26年2月3日に公開買付者より本公開買付価格その他の条件についての協議・交渉再開の申し入れを受け、本資本業務提携合意書に基づき、公開買付者との間で本公開買付価格その他の条件についての協議・交渉を再開したとのことです。また、対象者は、平成25年2月13日付プレスリリースによる本公開買付けの実施予定の公表から11ヵ月以上の期間が経過し、その後の市場環境の変化を考慮する必要があることから、本公開買付価格の適正性を改めて判断するため、その参考資料としてみずほ証券より平成26年2月対象者株式価値算定書を平成26年2月12日付で受領しているとのことです。なお、対象者は、みずほ証券から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得していないとのことです。

対象者プレスリリースによれば、みずほ証券は、対象者が提供した財務情報および財務予測等に基づき、一定の前提および条件の下で、対象者株式価値につき分析したとのことです。みずほ証券は、市場株価基準法、類似会社比較法およびDCF法の各手法を用いて対象者の普通株式の株式価値の算定を行いました。算定書における各手法による対象者の株式価値の算定結果は以下のとおりです。すなわち、市場株価基準法では、平成26年2月12日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の基準日株価337円、過去1ヵ月間の終値平均株価339円、過去3ヵ月間の終値平均株価344円および過去6ヵ月間の終値平均株価341円を基に、1株当たりの株式価値の範囲を337円から344円と算定しているとのことです。

類似会社比較法では、上場会社の中から対象者と事業内容等が比較的類似する企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を247円から342円と分析しているとのことです。

DCF法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が平成26年12月期以降において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を算定し、対象者普通株式の1株当たりの価値の範囲は、283円から375円までと分析しているとのことです。

なお、上記DCF法の算定の基礎となる事業計画については、平成26年2月13日に公表した中期計画（当該中期計画の詳細については、対象者の平成26年2月13日付「中期計画（2014-2016）に関するお知らせ」をご参照ください。）の連結数値目標の達成を前提としており、平成27年12月期においては、戦略商品の順調な拡大による売上高の増加、自動化推進による生産性改善等によるコスト削減に加え、借入金返済等に伴う利息費用の減少により、平成26年12月期対比で大幅な増益を見込んでいるとのことです。

当該事業計画においては、時代を先取りした製品開発の推進、戦略商品および車載市場向け製品に対する積極投資の実施を見込んでいるとのことです。加えて、当社との協業による収益拡大を図ると共に、自動化による更なる生産性向上と工場再編およびサプライチェーンマネジメントの見直し等による徹底したコスト削減を確実に実行し、平成28年12月期に売上高440億円、営業利益率で12%を見込んでいるとのことです。

対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、意思決定の方法・過程における公正性・適正性を確保するため、当社および対象者から独立した法務アドバイザーである鳥飼総合法律事務所から、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定の方法・過程について、法的助言を受けているとのことです。

対象者における取締役および監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、本公開買付けに関する意見については、平成26年2月13日開催の取締役会において、対象者の取締役全5名の全員一致により決議したとのことです。

対象者は、平成25年2月13日開催の対象者の取締役会において、当社と対象者の経営・技術・生産に関わる情報を相互に開示し、両社の経営資源を有効に活用して更なる事業シナジーを創出するためには、より強固な資本関係のもと同一グループ会社として協力していくことが必要との判断に至ったことに加え、みずほ証券から平成25年2月12日に受領した平成25年2月対象者株式価値算定書等を踏まえ、慎重な検討および協議を行った結果、本公開買付けは対象者の企業価値を向上させるものであると判断し、対象者取締役全5名の全員一致で、本公開買付けが実施された場合には本公開買付けに賛同する予定であるとともに、本公開買付けは対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者株式の売却機会を提供するものであると判断し、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する予定とした旨の決議を行ったとのことです。

また、当該取締役会に出席した監査役（監査役3名全員出席）は、いずれも、対象者取締役会が本公開買付けが実施された場合には本公開買付けに賛同するとともに公開買付けが実施された場合には対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明する予定であることについて、異議を申し述べないとのことです。ただし、本公開買付けは、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付けに関する重要な合意等」に記載のとおり一定の事項を条件として開始される予定であり、本公開買付けの開始までに一定の時間がかかることが予想されるため、上記取締役会においては、本公開買付けが開始される時点で、改めて協議の上本公開買付けに関する意見表明を行うことをあわせて決議したとのことです。なお、上記の取締役及び監査役には利害関係を有する者はおりません。

対象者プレスリリースによれば、その後、対象者は、平成26年2月3日に公開買付者より本公開買付け価格その他の条件についての協議・交渉再開の申し入れを受け、本資本業務提携合意書に基づき、公開買付者との間で本公開買付け価格その他の条件についての協議・交渉を再開したとのことです。また、対象者は、平成25年2月13日付プレスリリースによる本公開買付けの実施予定の公表から11ヵ月以上の期間が経過し、その後の市場環境の変化を考慮する必要があることから、本公開買付け価格の適正性を改めて判断するため、その参考資料としてみずほ証券より平成26年2月対象者株式価値算定書を平成26年2月12日付で受領しているとのことです。なお、対象者は、みずほ証券から本公開買付け価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得していないとのことです。

対象者プレスリリースによれば、みずほ証券は、対象者が提供した財務情報および財務予測等に基づき、一定の前提および条件の下で、対象者株式価値につき分析したとのことです。みずほ証券は、市場株価基準法、類似会社比較法およびDCF法の各手法を用いて対象者の普通株式の株式価値の算定を行いました。算定書における各手法による対象者株式の1株当たりの株式価値の算定結果は以下のとおりとのことです。

市場株価基準法では、平成26年2月12日を算定基準日として、対象者普通株式の東京証券取引所市場第一部における基準日終値337円、直近1ヶ月間の終値単純平均値339円、直近3ヶ月間の終値単純平均値344円、直近6ヶ月間の終値単純平均値341円を基に当社対象者普通株式の1株当たりの価値の範囲は、337円から344円までと分析しているとのことです。

類似会社比較法では、上場会社の中から対象者と事業内容等が比較的類似する企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を247円から342円と分析しているとのことです。

DCF法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が平成26年12月期以降において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を算定し、対象者普通株式の1株当たりの価値の範囲は、283円から375円までと分析しているとのことです。

なお、上記DCF法の算定の基礎となる事業計画については、平成26年2月13日に公表した中期計画（当該中期計画の詳細については、対象者の平成26年2月13日付「中期計画（2014-2016）に関するお知らせ」をご参照ください。）の連結数値目標の達成を前提としており、平成27年12月期においては、戦略商品の順調な拡大による売上高の増加、自動化推進による生産性改善等によるコスト削減に加え、借入金返済等に伴う利息費用の減少により、平成26年12月期対比で大幅な増益を見込んでいるとのことです。

当該事業計画においては、時代を先取りした製品開発の推進、戦略商品および車載市場向け製品に対する積極投資の実施を見込んでいるとのことです。加えて、当社との協業による収益拡大を図ると共に、自動化による更なる生産性向上と工場再編およびサプライチェーンマネジメントの見直し等による徹底したコスト削減を確実に実行し、平成28年12月期に売上高440億円、営業利益率で12%を見込んでいるとのことです。

そして、対象者は、公開買付者との間で公開買付け価格その他の条件に関する協議・交渉を継続し、その結果、公開買付者は、平成26年2月7日に、本公開買付け価格を400円に引き上げた上で本公開買付けを実施したい旨の

最終提案を行ったとのこと。かかる提案を受け、対象者は、みずほ証券の平成26年2月対象者株式価値算定書、鳥飼総合法律事務所からの法的助言を踏まえ、平成26年2月13日開催の対象者取締役会において、本公開買付けの諸条件について、改めて慎重に協議したとのこと。その結果、対象者取締役会は、本公開買付けの成立を前提とした安定した資本関係に基礎を置きつつ、当社との間でより強固な提携関係を構築することが、対象者の企業価値を高め、ひいては株主価値向上に資するものと判断し、本公開買付けに賛同する旨、および、本公開買付け価格は上記のとおり、みずほ証券による算定結果のうち、市場株価基準法、類似会社比較法及びDCF法に基づく算定結果の上限を上回るものであり、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者株式の売却機会を提供するものであると判断し、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨を取締役全5名の全員一致により決議をしたとのこと。また、当該取締役会に出席した監査役（監査役3名全員出席）は、いずれも、対象者取締役会が本公開買付けに賛同するとともに対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明することについて、異議を申し述べていないとのこと。なお、上記の取締役及び監査役には利害関係を有する者はありません。

また、対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成18年6月29日開催の第65期定時株主総会において「当社株式の大規模買付行為への対応方針」（買収防衛策）を導入し、平成25年3月28日開催の第72期定時株主総会においてこれを更新しましたが、本公開買付けに関しては、平成25年2月13日開催の対象者の取締役会においてこれを承認し、本公開買付けが、同買収防衛策に規定する大規模買付行為には該当しないこととする旨を決議しているとのこと。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

（1）【損益の状況】

決算年月	-	-	-
売上高	-	-	-
売上原価	-	-	-
販売費および一般管理費	-	-	-
営業外収益	-	-	-
営業外費用	-	-	-
当期純利益（当期純損失）	-	-	-

（2）【1株当たりの状況】

決算年月	-	-	-
1株当たり当期純損益	-	-	-
1株当たり配当額	-	-	-
1株当たり純資産額	-	-	-

2【株価の状況】

(単位：円)

金融商品取引所名または 認可金融商品取引業協会 名	東京証券取引所 市場第一部						
月別	平成25年 8月	9月	10月	11月	12月	平成26年 1月	2月
最高株価	345	359	358	347	362	363	338
最低株価	301	320	322	331	336	331	315

(注) 平成26年2月については、2月13日までのものです。

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

平成 年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)							単元未満株 式の状況 (株)	
	政府および 地方公共団 体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)									
所有株式数(単元)									
所有株式数の割合 (%)									

(2)【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名または名称	住所または所在地	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
計			

【役員】

平成 年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
計				

4【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1)【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書およびその添付書類】

事業年度 第71期（自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日） 平成24年3月30日関東財務局長に提出
事業年度 第72期（自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日） 平成25年3月29日関東財務局長に提出

【四半期報告書または半期報告書】

事業年度 第73期第3四半期（自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日） 平成25年11月11日関東財務局長に提出

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】

東光株式会社
（埼玉県鶴ヶ島市大字五味ヶ谷18番地）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

5【その他】

(1)平成25年12月期通期業績予想及び配当予想の修正

対象者は、平成25年12月20日に「平成25年12月期通期業績予想及び配当予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表内容の概要は以下のとおりです。なお、以下の当該公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また、実際かかる検証を行っておりません。

平成25年12月期 通期業績予想数値の修正（連結）（平成25年1月1日～平成25年12月31日）

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり当期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	
前回発表予想（A）	32,400	3,100	2,800	1,900	17円80銭
今回修正予想（B）	32,500	3,300	3,000	2,500	23円42銭
増減額（B - A）	100	200	200	600	
増減率（％）	0.3	6.5	7.1	31.6	
（ご参考）前期実績 （平成24年12月期）	26,829	1,234	926	120	1.16

平成25年12月期 配当予想の修正について

	年間配当金（円）				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計
前回予想				0.00	0.00
今回修正予想				3.00	3.00
当期実績					
前期実績 （平成24年12月期）				0.00	0.00

(2) 平成25年12月期決算短信

対象者は、平成26年2月13日に平成25年12月期決算短信を公表しております。当該公表に基づく、平成25年12月期の対象者連結の損益状況等は以下のとおりです。以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また、実際かかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照下さい。

損益の状況

会計期間	平成25年12月期
売上高	32,700百万円
売上原価	22,419百万円
販売費及び一般管理費	6,924百万円
営業外収益	252百万円
営業外費用	358百万円
当期純利益	2,602百万円

1株当たりの状況

会計期間	平成25年12月期
1株あたり当期純利益	24.38円
1株あたり配当額	3円